事　業　概　要

令和５年版

東京都第二建設事務所

街路整備工事

環状第5の1号線（千駄ヶ谷）

本事業は、渋谷区千駄ヶ谷五丁目から新宿区内藤町までの総延長805mの区間を幅員14～35mで整備するものです。令和4年12月3日に交通開放しました。本年度は、残る街路築造工事等を進めていきます。

街路整備工事

補助第26号線（豊町）

本事業は、品川区二葉一丁目から同区豊町二丁目までの総延長665mの区間を幅員20～28mで整備するものです。令和3年10月22日に本線車道部を交通開放しました。本年度は、昨年度に引き続きJR線横断部のこ線人道橋下部工事・上部工事・エレベーター工事を行うとともに、側道部の電線共同溝設置工事・排水管設置工事を行います。

橋梁整備工事

等々力大橋（仮称）（大田調布線）

等々力大橋（仮称）は、多摩川を跨ぎ都県を結ぶ延長約390mの新設橋梁で、平成22年度に川崎市と基本協定を締結しました。平成30年度に着工し、本年度は昨年度に引き続き下部工事を行います。

一般橋高欄取替工事の施工

主要地方道環状六号線（第317号）山手通り
目黒区東山二丁目地内から青葉台三丁目地内まで
目黒橋（山手通り）において、一般橋の高欄取替工事を実施しました。

路面補修工事（二層式低騒音舗装）の施工

主要地方道環状八号線（第311号）環八通り
大田区多摩川一丁目
　環状八号線（大田区）においてICT施工により二層式低騒音舗装を実施しました。

高潮防潮堤の耐震補強による地震・津波対策

呑川

　最大級の地震が発生した場合においても津波等による浸水を防止するため、八幡橋下流左右岸側の約235m区間において防潮堤の耐震補強工事を実施しました。

分水路整備による洪水対策

谷沢川

　１時間当たり75㎜の降雨による浸水被害を防ぐため、都立園芸高校玉川果樹園（発進立坑）から世田谷区立玉川台広場（到達立坑）まで延長約3.2kmの分水路トンネル工事を実施しています。令和3年5月からシールドマシンによる掘進を開始し、令和5年5月現在約2.9km地点を施工中です。

は　じ　め　に

第二建設事務所は、道路・河川の整備、管理を所管しており、東京都区部のうち城南５区－品川、目黒、大田、世田谷、渋谷各区－を所管区域としている。その管内人口は256万人余、管内面積は172平方キロ余に及び、人口、面積とも、区部の４分の１以上という広範な区域にわたっており、交通渋滞や環境問題など課題解決に向けた事業に積極的に取り組んでいる。

管内を概観すると、ＪＲ山手線沿いには渋谷をはじめとする繁華な商業地域があり、また、大崎、東品川等、大手民間デベロッパーによる再開発によりオフィスビルやマンションなど高層ビルが立ち並ぶ地域がある。さらに湾岸地域には、東京港の各種埠頭群、沖合展開を果たした東京国際空港など、物流・人流の大拠点があり、また管内南東部は京浜工業地帯の枢要な一角をなしている。その一方で、管内西部には、田園調布など閑静な住宅地域が広がっている。

管内の都道としては、放射状に、海岸通り、産業道路、東邦医大通り（補助27号線）、池上通り、中原街道、目黒通り、駒沢通り、世田谷通り、淡島通り、井ノ頭通りなどが走り、また、環状には、明治通り（環状５の１号線）、山手通り（環状６号線）、環状７号線、環状８号線、補助26号線など、多くの重要な道路が走っている。これらは、湾岸道路、第一、第二京浜、青山(玉川)通り、甲州街道などの国道と合わせ縦横のネットワークを形成して、日常の都民生活と活発な都市活動を支えている。

他方、河川については、管内には、多摩川水系の６河川をはじめ、目黒川など合わせて６水系、15河川が流れている。各河川とも、河口付近の地盤が低いため、高潮による浸水被害への対処が必要とされている。さらに、時間雨量75㎜の降雨に対処できる整備など、都市型水害への対応と河川環境の向上が課題となっている。

当事務所は、東京を誰もが安心・快適に暮らせる持続可能な都市とするため、これら道路・河川の整備推進と、適切な維持管理に日々努めているところである。

目　　次

Ⅰ　沿　　革 …… 1
Ⅱ　区　　域 …… 1
Ⅲ　業務及び組織 …… 2
　1　業務及びその概要 …… 2
　2　組織及び所掌事務 …… 2
Ⅳ　道路及び河川の管理 …… 6
　1　道路の管理 …… 6
　　(1) 事務的管理 …… 6
　　(2) 技術的管理（維持補修） …… 8
　2　河川の管理 …… 11
　　(1) 河川管理 …… 11
　　(2) 水防事業 …… 12
Ⅴ　用地の取得 …… 19
　1　概　　要 …… 19
　2　用地の取得状況 …… 19
Ⅵ　道路及び橋梁等の整備 …… 20
　1　概　　要 …… 20
　2　都市高速道路中央環状品川線 …… 23
　3　街路整備事業 …… 24
　4　橋梁整備事業 …… 43
　5　特定整備路線の整備（木密地域不燃化 10 年プロジェクト） …… 45
Ⅶ　河川の整備 …… 53
　1　概　　要 …… 53
　2　整備状況 …… 53
　3　各河川の整備状況 …… 54
　4　流域連絡会 …… 62

付　　表

Ⅰ　沿　　革

当所は、明治 32 年 4 月 1 日、東京府荏原郡役所に設置された土木第一工区として始まり、明治 38 年 4 月 1 日には東京府品川土木事務所と改称された後、大正 9 年 5 月 1 日に道路改修事務所となった。一方、昭和 5 年 5 月 1 日には河川工事を行う東京府第一河川改良事務所が設置された。この二つの事務所は、昭和 11 年 4 月 1 日にそれぞれ東京府第一道路出張所、東京府第一河川出張所と改称され、昭和 18 年 7 月 1 日都制施行に伴い、東京都第一道路事務所、東京都第一河川出張所となった。

昭和 20 年 3 月の東京大空襲の直後、同年 4 月 1 日に第一道路出張所は第一河川出張所を吸収し、名称を第二土木出張所と改め、目黒区鷹番町 31 番地に事務所を設けた。その所管区域は、当時の品川、荏原、目黒、大森、蒲田及び世田谷の 6 区であった。

昭和 20 年 9 月 4 日、第二土木出張所は、品川区東品川四丁目 37 番地に移転し、翌 21 年 5 月 14 日に現在の名称である東京都第二建設事務所に改め、その後、戦災により焦土と化した東京の南部地域の復興に専念してきた。

昭和 23 年 12 月 1 日、区画整理部門が第二復興区画整理事務所として分離独立した。以後当所は、道路・橋梁・広場・河川の建設・改修・維持修理等を主な事業としてきた。

昭和 35 年には、東京オリンピックに関連する道路事業を、新設された特定街路建設事務所に移管した。

昭和 40 年 4 月 1 日からは、これまで区長委任条項により、行政区及び自治区である特別区が機関委任事務として実体管理していた都道は、都直轄で管理することになった。

昭和 43 年 5 月 9 日、現在地の品川区総合庁舎内に移転した。

平成元年 4 月 1 日、第七建設事務所の発足に伴い、目黒、世田谷の両区を同所へ移管し、他方、第一建設事務所から港区を移管して、品川、大田、港の 3 区が所管区域となった。

平成 17 年 4 月 1 日、より効率的な執行体制を確保するため、区部建設事務所が再編され、第七建設事務所の廃止とともに、目黒、世田谷、渋谷の 3 区が当所の所管となり、一方、港区を第一建設事務所に移管して、現在の 5 区を管轄することとなった。

平成 19 年 4 月 1 日、中央環状品川線事業の推進を図るため、品川線建設事務所を設置し、翌 20 年 4 月 1 日には、大井工事事務所を設置した。

平成 27 年 3 月 7 日、 中央環状品川線が開通し、品川線建設事務所及び大井工事事務所は、平成 27 年 3 月 31 日廃止された。

Ⅱ　区　　域

当所は品川 22.84 ㎢、目黒 14.67 ㎢、大田 61.86 ㎢、世田谷 58.05 ㎢、渋谷 15.11 ㎢の 5 区 172.53 ㎢の区域を所管しており、人口は令和 5 年 4 月 1 日現在で、それぞれ 40 万 6 千人、27 万 9 千人、73 万 2 千人、91 万 8 千人、23 万人で、合計 256 万 5 千人である。

Ⅲ　業務及び組織

１　業務及びその概要

所管業務は、管内の道路・橋梁の建設及び維持管理、河川の改修及び維持管理である。当所が管理している道路は総数 31 路線、総延長 189 ㎞、総面積 4.4 ㎢となっている。このうち、国道は 3 路線（延長 6.5 ㎞）、都道は 28 路線（延長 182.5 ㎞）である。

道路は、単に人や車が通るだけでなく、住民の交流や防災上の避難用の通路、電気・電話・上下水道・ガスなどの生活に欠くことのできない公益施設を収容する場所でもある。そのため、都民生活の安全確保やその利便の増進を目標として、道路の維持管理を行い、整備に努めている。

河川については、管内を流れる 15 河川（総延長 102.9 ㎞）のうち、多摩川は国土交通省が、また海老取川については東京都が直轄で管理している。その他の河川については、東京都が整備し、維持・修繕及び占用等の管理事務は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき各区が行っている。

管内の河川状況は、上流周辺部の市街化に伴う流出量の増加による水害の危険性があり、河口部は台風等による高潮の被害を受けることも予想される。

こうした水害の発生を未然に防ぐため、現在、中小河川の改修事業と高潮防御施設の整備事業を実施中であり、また、水害の発生に備えて、雨量・河川の水位・潮位の観測体制等を敷き、水防資器材を備蓄し、万全を期している。

令和４年度の事業費は、約 479 億円〔表－１、Ｐ65〕であった。

令和５年度の予算額は、約 534 億円であり、放射第 17 号線、環状第 5 の 1 号線(千駄ヶ谷)、環状第６号線、補助第 26 号線、同第 128 号線、及び等々力大橋(仮称)等の整備、海老取川、目黒川、呑川、野川、谷沢川等の改修を進めるとともに、道路、河川及び橋梁の維持・管理を行う。

２　組織及び所掌事務

当所の組織は、東京都組織規程(昭和 27 年 11 月東京都規則第 164 号)及び東京都建設事務所処務規程（昭和 32 年 4 月東京都訓令甲第 94 号)、東京都第二建設事務所処務細則に基づき、7 課 4 工区により構成されている。職員は令和 5 年 4 月 1 日現在 190 名の常勤職員と 28 名の会計年度任用職員からなり、総数は 218 名である。〔表－２、Ｐ66〕

組織図及び分掌事務は次頁のとおりである。

組織図及び分掌事務

		分　掌　事　務
東京都第二建設事務所	庶務課	（庶務担当） 人事、給与、福利厚生、文書、公有財産管理、公文書の開示等及び個人情報の保護に係る連絡調整、自動車の管理、広報及び広聴 （経理担当） 会計、現金及び有価証券の出納保管、工事、修繕その他の契約、物品の調達及び出納保管、不用品の処分、事業の進行管理に係る連絡調整 （検査担当） 工事及び工事用材料等の検査
	管理課	（管理担当） 道路区域の決定、変更及び供用の開始、道路・河川の管理、事業予定財産・代替地・買収残地・先行取得用地の管理 （道路台帳担当） 道路台帳の整備及び保管、道路幅員証明、局事務事業に係る公・国有財産の境界確認・確定 （占用担当） 道路・河川の占用許可及び承認、占用料及び負担金の徴収、沿道区域内における掘削工事等の事前指導 （監察担当） 道路・河川占用工事の監察、車両制限令に基づく取締り、道路工事又は管理者以外の者が施行する河川工事等の監察、沿道区域内の措置命令 （工事調整担当） 道路工事・道路占用工事の調整
	用　地 第一課	（調整担当） 用地取得に伴う連絡調整、事業用地の取得に係る土地・借地権等の評価額及び損失補償の額の調整 （用地担当）（6） 事業用地の取得及び物件移転、その他の損失補償、土地収用手続等
	用地専門課　長	用地取得事務に係る専門的事項についての職員への助言・助力及び所長特命事項
	用　地 第二課	（調整担当） 用地取得に伴う連絡調整、事業用地の取得に係る土地・借地権等の評価額及び損失補償の額の調整 （用地担当）（12） 事業用地の取得及び物件移転、その他の損失補償、土地収用手続等
	用地専門課　長	用地取得事務に係る専門的事項についての職員への助言・助力及び所長特命事項

工　事 第一課	（工務担当） 道路・橋梁工事に伴う所内連絡・資料・報告書作成、工事資料器材等の出納保管、都市計画法に基づく周知事務、都市計画等の相談等 （設計総括担当） 道路・橋梁工事に係る調査・設計 （設計担当）（2） 道路・橋梁工事に係る調査・設計 （木密設計担当）（2） 木造住宅密集地域における道路・橋梁工事に係る調査・設計 （工事総括担当） 道路・橋梁工事に係る調整、設計変更、清算、工事監督 （工事担当）（3） 道路・橋梁工事に係る調整、設計変更、清算、工事監督 （木密工事担当） 木造住宅密集地域における道路・橋梁工事に係る調整、設計変更、清算、工事監督 （高速関連街路担当） 中央環状線関連街路及び橋梁工事に係る調査、設計 （測量担当） 道路・橋梁の測量、建築に係る道路の境界線に関すること （木密測量担当）（2） 木造住宅密集地域における道路・橋梁の測量、建築に係る道路境界線に関すること
工　事 第二課	（工務担当） 河川工事に伴う所内連絡・資料・報告書作成、工事資料器材等の出納保管、水防及び雨量・水位計の監視、荏原・船入調節池に係る事 （設計総括担当） 河川工事に係る調査・設計 （設計担当） 河川工事に係る調査・設計 （谷沢川分水路整備担当） 谷沢川分水路整備事業に係る調査、調整、設計 （谷沢川分水路工事担当） 谷沢川分水路整備事業に係る工事 （立会川樋門・排水機場整備担当） 立会川樋門・排水機場整備事業に係る調査、調整、設計 （目黒川流域調節池整備担当） 目黒川流域調節池整備事業に係る調査、調整、設計 （工事総括担当） 河川工事に係る調整、設計変更、清算、工事監督 （工事担当）（2） 河川工事に係る調整、設計変更、清算、工事監督 （測量担当） 河川の測量、建築に係る河川の境界線に関すること
補修課	（調査担当） 道路占用工事の技術指導、道路・橋梁等の現況調査 （電線共同溝整備担当） 電線共同溝整備工事に関する技術的指導等、工事の実施に関すること （道路維持担当） 道路及び道路の附属物の維持工事、道路の応急復旧工事、災害復旧工事 （施設維持担当） 地下道の警報装置、警報監視装置、換気・排水設備、台貫所の維持・保守 （橋りょう維持担当） 橋梁及び橋梁の附属物の維持工事、橋梁の応急復旧工事、災害復旧工事、橋梁の点検、荷重制限 （補修担当） 道路及び橋梁並びにこれらの附属物の補修工事 （街路樹担当） 街路樹、緑地帯の維持・補修工事

工区

（品川工区・目黒工区〈目黒区・渋谷区〉・大田工区・世田谷工区）
所管区域内道路、橋梁及び河川工事の測量、調査及び工事の施行監督、設計変更・清算、道路・河川占用許可申請受付、事業用地建物の監視

Ⅳ　道路及び河川の管理

当所は、道路と河川の管理業務を所管している。
道路の管理は事務的管理（管理課）と技術的管理（補修課）に大別される。
事務的管理は、区域変更、供用開始、道路台帳・地下埋設台帳の整備保管並びに道路区域の調査、占用の許可、道路工事等の承認・回答、監督処分などである。
技術的管理は、日常的な維持・補修工事及び作業、道路橋梁・交通安全施設の整備及び点検、道路緑化対策、道路占用工事の技術指導などである。

１　道路の管理

道路は、都市の基幹的施設である。一般の交通の用に供するという本来の機能のほか、上下水道・電気・ガス等のライフラインを収容する空間や、震災などの緊急時には防災空間となるなど、多面的な機能が道路にはある。
道路管理の目的は、このような道路が持つ多様な役割を十分発揮できるよう、常に道路を良好な状態に保ち、安全で快適な交通環境を確保することにある。
交通需要の急激な増大や道路工事により道路の正常な機能が損なわれることのないよう、また、都民の道路に対する多種多様な要望に的確に対応できるよう、当所ではきめの細かい質の高い道路管理をめざしている。
当所が管理している道路は、都道 28 路線、延長 182.5km、指定区間外の一般国道 3 路線、延長 6.5km、総計 31 路線、延長 189.0km、総面積 4.4km^2〔表－３、Ｐ67〕に及んでいる。

(1) 事務的管理

ア　道路の区域決定（変更）及び供用開始

道路の新設及び改築に伴う新たな道路敷地については、道路区域に編入し、道路法に基づき道路区域を決定（変更）して告示する。
また、道路築造後、一般の交通の用に供する場合は供用開始の告示を行う。

イ　道路台帳の整備・管理

道路管理の基本的資料として、道路台帳については、昭和 45 年以来、道路及び地下埋設物台帳平面図、道路現況調書及び関係図書類等の整備・補正に努め、一般の閲覧に供している。また、平成 9 年 10 月 1 日から道路台帳閲覧複写取扱要綱により複写の交付も行っている。
令和４年度は、別表の道路台帳及び地下埋設物台帳の整備・補正を行った。
〔表－５～６、Ｐ68〕

ウ　道路区域及び敷地調査

道路区域及び道路を構成する敷地について、道路区域及び敷地の調査・測量を実施し、道路境界に石標等を設置するとともに、道路敷地構成図及び同調書を作成している。〔表－７、Ｐ68〕
なお、新規事業の道路敷地構成図及び同調書の作製については、工事を実施した事業所（課）が行うことになっている。
このほか、区域変更、供用開始に伴う告示の技術的調査、道路敷地の処理に係る調査、道路区域標示、証明、境界立会い、しゅん功道路（土地）の引継ぎに関する事務も行っている。〔表－８、Ｐ68〕

エ　公有地の境界確認・確定事務

当所が所管する公有地と隣接する土地の境界については、隣接地所有者（東京都名義の土地は除く）の申出に基づき、土地境界確認・確定事務を行っている。〔表－８、Ｐ68〕

オ　道路占用事務

電気・電話・ガス・上下水道や袖看板等を設置するなど、一般交通以外の目的で道路を特別に使用することを占用といい、道路管理者の許可を必要とする。また、民地から道路に出入りのため切り下げを作るなど、自費で道路の工事を行う場合には、道路管理者の承認を必要とする。

令和４年度においては、3,099 件の占用許可、承認〔表－10、Ｐ69〕を行ったが、これを歳入調定額からみると、占用料 18 億 5,884 万円〔表－11、Ｐ69〕、道路掘削復旧工事監督事務費 9,922 万円である。〔表－12、Ｐ70〕

カ　道路監察

道路の構造を保全し、その機能を確保することを目的として、次のような監察業務を実施している。

(ｱ) 路線の監察

管理路線を定期的に監察し、道路の不良箇所や禁止行為等を発見したときは、すみやかに適切な措置を講じている。

令和４年度の実績は〔表－13、Ｐ70〕のとおりである。

(ｲ) 道路占用工事の監察

電気・電話・ガス・上下水道等の占用工事に対して適切な指導を行い、必要に応じて夜間監察を実施し、事故防止に努めている。

令和４年度の実績は〔表－14、Ｐ71〕のとおりである。

(ｳ) 袖看板等不法占用物件の適正化事業

都道上に設置されている袖看板、壁面看板、日よけの占用許可の取得及び許可基準に適合していないものの撤去指導を強化することにより良好な都市景観と安全な通行を確保している。

キ　道路工事の調整

道路の掘削を伴う電気・電話・ガス・上下水道等の占用工事が無秩序に行われた場合には、交通の障害となるばかりでなく、道路本来の機能の確保が困難となる。

このため、これらの占用工事の計画的かつ合理的な施行を図るために、「東京都道路工事調整協議会」を設置し、占用企業者から施行計画・意見等を聴取するとともに施工時期・施工方法等について道路管理者工事及び占用企業者工事間の相互調整を行っている。

令和４年度当初の調整件数及び調整延長は〔表－15、Ｐ71〕のとおりである。

ク　事業用地等の管理

(ｱ) 道路整備事業により取得した事業用地

(ｲ) 公有地の拡大の推進に関する法律等に基づき取得した先行取得地

などを「東京都公有財産規則」及び「建設局所管公有財産管理要綱」等に基づき、管理している。（平成 21 年度より、公共事業用代替地の管理は道路整備保全公社に委託された）

なお、相当長期間にわたって事業に使用されないと認められる先行取得地等については、児童の遊び場、自転車置場その他公共駐車場施設として、特別区等に使用許可（期間１年・更新あり）を行い、一般に開放している。

ケ　車両制限令による交通規制

道路幅員の狭小な箇所において、道路構造の保全並びに交通安全の確保を図るため、車両通行の制限を行っている。建築工事等のため、制限幅を超えて通行する車両に対しては、申請により条件を付して通行の認定を行っている。

当所管内の令和４年度の通行認定実績は、99 件、1,803 台である。

なお、管内の制限箇所は、〔表－９、Ｐ69〕のとおりである。

(2) 技術的管理（維持補修）

道路は、日常生活や産業活動の基盤となる公共施設であり、これを常に安全で快適な状態に維持管理することが、道路管理者に課せられた仕事である。近年、車両の大型化や、交通量の増大に伴い、道路舗装の損傷が早くなってきている。

このような状況下で、当事務所では、道路面・橋梁の維持補修はもとより、道路附属物である防護柵、街路灯及び地下横断歩道・立体交差箇所の排水場等の施設の保全に努めるとともに、道路環境整備のための道路緑化についても進めている。

また、道路占用工事等の技術指導をはじめ、自費工事、沿道掘削等の承認申請に関する技術審査を行っている。

ア　道路維持事業

管理道路の巡回パトロールは、直営職員（世田谷工区）と委託業者（品川工区・目黒工区・大田工区）が計画的に実施し、危険箇所の早期発見に努めている。

また、道路の維持管理作業（道路・街路灯・排水・街路樹）は民間業者に委託し道路交通の安全確保に努めている。

なお、巡回パトロールで発見した危険箇所は単価契約業者に作業を指示し、速やかに復旧することで事故防止に万全を期している。

震度５弱以上の地震発生時には、維持管理作業を委託している単価契約業者（約 20 社）と連携して直ちに緊急点検を実施し異常個所の有無を確認し、必要に応じて補修や障害物の除去を行い交通機能の確保を図っている。また、震度 6 弱以上の地震発生時には、緊急輸送道路において 49 社の協力会社が自動的に緊急点検を実施し、道路障害物の除去作業を行うこととしている。

イ　道路補修事業（路面補修）

道路面の老朽箇所や破損箇所は、交通事故、騒音、振動の原因となるので、適切な補修が必要となる。

その程度に応じて、路盤から打ち替える全断面打ち替え工法、アスファルトコンクリート部分のみ打ち替える部分断面打ち替え工法、アスファルトコンクリートの表面部分 5～12 ㎝のみ打ち替える切削オーバーレイ工法等により補修を行っている。

そのうち、ヒートアイランド対策として、センターコアエリアを中心とした重点エリア（品川区、目黒区、渋谷区）について遮熱性舗装等を実施していく。

また、騒音が夜間環境基準を超過している路線については、低騒音舗装を実施している。主 318（環七通り）、主 311（環八通り）、主 2（中原街道）の環八通りより内側、主 312（目黒通り）の目黒区内の４路線については、より騒音低減効果の高い二層式低騒音舗装も実施している。

施工規模は維持工事に比較して大きいため、計画的に実施しており、令和５年度は、主 311（環八通り）ほか 11 路線・26 箇所の路面補修工事を予定している。

ウ　施設維持事業

道路施設（開削トンネル・地下歩行者道・掘割道路・擁壁・キャブ・組立歩道）定期点検（健全度）調査を５年ごとに実施している。また道路附属物現況調査（防護柵・排水施設）を実施し計画的に台帳の更新作業を行っている。

トンネル、アンダーパス、地下歩道、排水場、歩道橋エレベーター、台貫所等の道路施設には、快適で安全な道路交通を確保するため、照明、換気、排水、非常警報、消火設備、ラジオ再放送設備など各設備に電源を供給する受配電設備等が設置されている。これらの設備を正常な状態で運用するために保守、整備の委託及び工事を行っている。

また、道路機能に重大な支障を及ぼす異常事態や突発的な機器故障に対応するため、トンネル４箇所・地下横断歩道１箇所・排水場７箇所・アンダーパス 4 箇所を遠隔監視システムにより、施設の状態を事務所補修課及び都道管理連絡室（夜間・休日）で 24 時間監視している。

異常事態が発生すると、故障警報等の信号が即座にＮＴＴ専用回線により伝送され、応

急措置等の緊急対応及び二次災害防止の迅速な対応を可能にしている。

さらに平成 27 年度より冠水のおそれが高い箇所において、映像監視用カメラの設置工事を計画的に進め、６箇所に設置が完了し、非常時の対応力強化を図っている。

エ　道路緑化事業

道路環境の整備と都市緑化推進の一環として、市街地に緑あふれる空間を創出するため、歩道植樹帯の新設、高木の植栽及び中央分離帯、交通島、まちかど庭園、その他道路緑地の整備を行っている。

また、定期的に高木の剪定や植樹帯内の清掃等を実施し、適切な維持管理に努めている。

オ　橋梁維持事業　・・橋りょう維持担当

橋梁を良好な状態に保つための質的改良を伴わない維持修繕で、定期的に実施する塗替塗装や橋面舗装をはじめ、高欄･伸縮装置など部分的で比較的小規模な修理がこれに該当する。

カ　橋梁整備事業

「一般補修」及び「長寿命化対策」に大別される質的改良を伴う事業。

(ｱ) 「一般補修」には、支承や伸縮装置の取替などの一般修理と、25ｔ車に対応するため桁や床版を補強する耐荷対策の２種類の事業がある。

(ｲ) 「長寿命化対策」は、これまで整備された多くの橋梁が、近い将来一斉に更新時期を迎えることから、架け替え時期の平準化と総事業費の縮減のため、平成 21 年度より順次橋梁の長寿命化対策を進めている。令和５年度は、大井陸橋、柿の木坂陸橋、中之島橋など７橋の工事を実施する。

キ　交通安全施設整備事業

「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法」（昭 41. 4. 1法 45 号）及び同施行令（昭 41. 4. 1令 103 号）に基づいて実施する事業であり、この事業は、「交通事故が多発している道路」その他「緊急に交通の安全を確保する必要がある道路」について、安全施設の整備を行うものである。

道路管理者が行うこの事業は、概ね下記のとおりである。

(ｱ) 主として、道路本体を整備するもの

横断歩道橋・歩道・自転車道・中央帯・交差点改良・導流島・バスベイなどを整備するものである。

特に近年、自転車は、都市における手軽な交通手段であるとともに、環境負荷の軽減や健康増進にも寄与することから、その利用が拡大しており、全交通事故の発生件数は減少しているものの、自転車が関係する交通事故の割合は増加している。このため、歩行者、自転車、自動車それぞれの安全・安心を確保しながら、自転車通行空間を整備することが求められている。東京都も「東京都自転車通行空間整備推進計画」を令和３年５月に策定している。令和５年度は、目黒通り、世田谷通り等で整備工事を予定している。

(ｲ) 主として、道路の附属物などを整備するもの

道路標識・防護柵・街路灯・道路反射鏡・視線誘導標・区画線などを整備するものである。

(ｳ) バリアフリーを目的として整備するもの

道路のバリアフリー化は、福祉のまちづくり条例に基づき、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組んでおり、「東京都道路バリアフリー推進計画」（平成 28 年３月策定）において定められた優先整備路線の整備を進めている。また、道路の面的なバリアフリー化の重点的な推進のため、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる道路を「特定道路」として令和元年 7 月に都内で約 500km が追加指定された。主要な駅と公共施設、福祉施設などを結ぶ道路において、国や区市と連携した面的なバリアフリー化の推進を図っていく。

(ｴ) 交差点部の安全対策を目的として整備するもの

令和元年５月、滋賀県大津市で発生した車同士の衝突に園児らが巻き込まれて死傷し

た交通事故を受け、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検」を実施し、対策の一つとして、交差点巻き込み部の歩行者自転車用柵を車両防護柵へ取り替える緊急対策を行った。

緊急安全点検の対象箇所以外においても、子供を含めた歩行者の安全確保のため、主な交差点の巻込み部の歩行者自転車用柵（横断抑止柵）を車両用防護柵（ガードパイプ等）への取り替える対策を進めていく。

ク　無電柱化事業（電線類地中化事業）

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、電線共同溝等の整備により、道路上に張り巡らされた電線類を地下に収容する無電柱化を進めている。

環七通り（羽根木、代田、上馬、柿の木坂、南、南千束、南馬込、大森東）、中原街道（西中延、南千束）、目黒通り（中根、自由が丘、等々力）、環八通り（新蒲田、矢口、鵜の木、田園調布）、世田谷通り（三軒茶屋）などにおいて、事業を推進していく。

また、新たに駒沢通り（駒沢公園）、鮫洲大山線（世田谷公園、目黒本町）、東品川下丸子線（八潮高校）において、事業化に向け調査、測量を行う。

ケ　道路占用等の技術的指導及び諸調査

道路の構造・機能に影響を及ぼす道路占用工事・沿道掘削・自費工事について、技術的調査と適切な指導を行い、道路管理の万全を期している。また、道路現況調査事務として、管理上必要な道路附属物（防護柵・街路灯・街路樹・道路標識等）の現況調書の作成及び橋梁台帳の補正を行っている。

２　河川の管理

管内を流下する河川は、多摩川水系及び独立水系の総計 15 河川〔表－22、Ｐ76〕がある。このうち当所は、多摩川水系一級河川の海老取川のみ管理している。その他の河川は、国土交通省が管理する多摩川を除いて「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、各特別区が管理している。

海老取川は、管内唯一の知事直轄河川で、延長 1.04km、平均幅員 46.5m、保全区域 39 千㎡である。〔なお、河川の整備については、Ｐ53～62 参照のこと〕

(1) 河川管理

河川管理の目的は、主として水害から都民の生命と財産を守ることにある。このため、洪水や高潮等による災害の発生を未然に防止するとともに、憩いの場としての環境整備等も配慮し、また、流水の適正な利用等を図りつつ、河川の正常な機能の確保に努めている。

河川管理業務としては、河川区域における占用許可及び河川保全区域内における行為の許可並びに占用料の徴収などである。また、定期的な河川監察の実施、占用の適正化及び技術指導並びに河川管理施設や河川構造物の整備や維持修繕などがある。

令和４年度においては、海老取川の占用許可件数 53 件、占用料 7,130 千円となっている。

(2) 水防

水防とは、洪水または高潮により、堤防等に漏水、浸食または越水等が発生する恐れがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。

また、水防上注意を要する箇所とは、水防時に最優先で監視を必要とする箇所であり、種別は、「洪水」、「高潮」、「堤防・護岸の強さ」、「陸閘」、「工事施工」の5つに分類される。

「洪水」とは、過去に溢水被害のあった区間で、1時間に50㎜程度以上の降雨のとき、注意を要する箇所をいう。「高潮」とは、伊勢湾台風と同程度の高潮が東京に発生したとき注意を要する箇所をいう。「堤防・護岸の強さ」とは、老朽・洗掘及び水衝により堤防・護岸の強さに注意を要する箇所をいう。「陸閘」とは、陸閘が設置されている箇所をいう。「工事施工」とは、出水期に堤防を開削または河積内に桟橋等を設置する工事箇所をいう。以上の他、溢水した実績を記録にとどめ、再度災害防止に努める。管内の河川で、水防上注意を要する箇所として、位置付けられている箇所は下記の表のとおりである。

（単位：m）

河川名 / 種別	谷沢川	野川	仙川	目黒川	渋谷川	立会川	呑川	内川	海老取川	合計
洪 水	380		200	160						740
高 潮				60		1400				1460
堤防・護岸の強さ										0
工事施工	280	100	40	60			840	60	140	1520

	溢水河川	年月日	時間最大雨量	総雨量
近年の溢水実績	柳瀬川、成木川、奈良橋川、浅川、**谷沢川**、南浅川、秋川	R1.10.12	72㎜（恩方）	650㎜（奥多摩）
	谷沢川	H30.8.27 H30.9.17	111㎜(玉川) 77㎜(玉川)	114㎜(玉川) 96㎜(玉川)

洪水に対しては、延長740m、高潮に対しては、1,460m、合計で4河川総延長2,200m。これらに加え、出水期に堤防を開削、または河積内に桟橋等を設置する箇所の工事施工は7河川、総延長1,520m。さらに近年の溢水実績として1河川（谷沢川）となっている。

近年短時間強降雨に伴う水害も頻発するため、関係団体と連携のとれた水防活動が重要である。

そのため、当所は、「東京都水防計画」に基づき、管内の水防対象、水防組織、水防上注意を要する箇所、水防用資材及び水防活動等を定める「地域水防活動の手引き」を策定し、毎年出水期前の5月末頃に「地域水防連絡会」を開催し協力を呼びかけている。

この連絡会では、管内の水防活動が十分に行われるよう、水防管理団体（各区）をはじめ国土交通省、消防、警察、その他関係機関との意見調整を行い、「東京都水防計画」等の周知徹底を図っている。

水防法では、「洪水予報河川」、「水位周知河川」、「水防警報河川」、「水位周知海岸」を指定し、それぞれの情報を発表し、伝達することを定めている。

「洪水予報河川」とは、大雨により、河川が氾濫する恐れがあるときに、東京都と気象庁

が共同で防災情報を発表する河川であり、目黒区や渋谷区などの水防管理団体に伝達され、あるいは、気象情報などを通して一般都民に周知され、高いところへの避難、玄関への土のう積みなど、都民の早めの行動を促すこととなる。

管内河川の目黒川および渋谷川・古川については平成 24 年 6 月より、野川・仙川については平成 27 年 4 月より洪水予報を開始している。また、管外であるが神田川においても洪水予報河川として運用しており、流域の一部が渋谷区にかかっているため、洪水予報が発表された場合は渋谷区に伝達することになる。あわせて、国管理の多摩川も洪水予報河川であり、こちらの防災情報は国土交通省と気象庁が共同で発表することになっている。

「水位周知河川」とは氾濫危険水位になった場合、東京都が防災情報を発表する河川であり、水防管理団体等に伝達し、報道等で一般都民に周知される。管内河川では、呑川においては令和元年度、谷沢川、丸子川においては令和 2 年度に運用を開始している。

「水防警報河川」は、多摩川において、国土交通省が現在の水位により水防管理団体へ情報を提供するものであり、「水位周知海岸」は、品川区、目黒区、大田区の東京湾海岸や立会川河口等において、東京都が現在の水位により高潮氾濫発生情報等を発表するものである。

洪水予報河川発表基準水位

（単位：Ａ．Ｐ．）

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位（指定水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位	氾濫発生水位
目 黒 川	青葉台	目黒区青葉台	－	－	10.05m	11.94m
	荏原調節池上流	品川区西五反田	－	－	4.47m	5.42m
渋谷川・古川	渋谷橋	渋谷区恵比寿	－	－	9.19m	11.08m
	四ノ橋	港区南麻布	－	－	4.88m	6.67m
野川・仙川	大沢池上	三鷹市大沢	－	－	39.89m	40.45m
	鎌田橋野川	世田谷区鎌田	－	－	14.54m	16.21m
	鎌田橋仙川	世田谷区鎌田	－	－	16.15m	17.24m
神 田 川	番屋橋	杉並区和泉	－	－	34.10m	34.93m
	和田見橋	中野区弥生町	－	－	29.72m	30.59m
	南小滝橋	新宿区北新宿	－	－	17.96m	20.10m
	飯田橋	文京区後楽	－	－	3.67m	5.27m

水位周知河川発表基準水位

単位：Ａ．Ｐ．

（ ）内は水が溢れるまでの高さ

河川名	観測所名	所在地	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	氾濫発生水位
谷 沢 川	丸山橋	世田谷区中町	31.06m（0.4m）	31.46m（0.0m）
	矢川橋	世田谷区野毛	12.76m（0.6m）	13.36m（0.0m）
丸 子 川	滝ノ橋	世田谷区野毛	10.63m（0.3m）	10.93m（0.0m）
呑 川	池上	大田区池上	5.82m（1.4m）	7.22m（0.0m）

洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川、水位周知海岸の水位及び発表する情報を表すと以下のとおりである。

※都管理河川の洪水予報河川（芝川・新芝川をのぞく）、水位周知河川は氾濫危険情報のみ発表

用語の解説

高潮特別警戒水位	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位
氾濫発生水位	水位観測所の近辺において、河川から水が溢れ、家屋浸水等の被害が発生する水位
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
避難判断水位	洪水による被害の発生を特に警戒すべき水位
氾濫注意水位	水害を未然に防ぐため各水防機関が出動する目安となる水位
水防団待機水位	水防警報河川において、各水防機関が水防活動に対して準備する水位

目黒川洪水予報実施区間と基準地点

渋谷川・古川洪水予報実施区間と基準地点

野川・仙川洪水予報実施区間と基準地点

神田川洪水予報実施区間と基準点

谷沢川・丸子川基準地点位置図

呑川基準地点位置図

水位周知区間と基準水位観測所位置図

Ⅴ　用地の取得

１　概　　要

公共事業の施行にあたっては、その敷地等となる用地をあらかじめ確保する必要がある。その用地取得の業務は、直接の用地取得事務のほかに、建物等の移転、生活再建制度として代替地の提供、移転資金の貸付及び公営住宅のあっせん等がある。

事業用地の取得は、一般的には土地所有者（土地に関する権利者を含む。）と協議し、合意成立後に契約を締結し、所有権移転登記をすることにより行われる。

土地価格は、正常な取引価格によるが、この価格は近傍類地の取引価格・鑑定評価格・諸課税評価額等を参考にし、地価公示法（昭和 44.6.23 法 49 号）、国土利用計画法（昭和 49.6.25 法 92 号）により公示された標準地及び基準地価格を基礎として評価し、東京都財産価格審議会の評定を得て決定される。

また、用地取得に伴う建物、工作物等の物件移転補償は、「東京都の事業の施行に伴う損失補償基準」（昭和 38.9.30 38 財用評発第５号）等に基づき、適正な補償が行われる。

用地取得及び物件移転補償は、権利者ごとに協議を行うが、協議が不成立の場合には、土地収用法（昭和 26.6.9 法 219 号）を適用することがある。

事業区域には、マンションのように権利者が多数いる場合も多く、大都市特有の複雑な権利関係が錯そうしている。また、権利者には高齢者や小規模店舗等の自営業者が多く、多様な生活関係が絡んでおり、これらの立ちのきを余儀なくされる人々の生活再建を図ることについて、支援を行いながら用地取得を進めている。

２　用地の取得状況

令和４年度の用地取得では、環状第５の１号線・補助第 29 号線など 17 路線 33 箇所について用地取得業務を行った。

令和５年度の事業は、16 路線 32 箇所の用地取得業務を実施する予定である。

（付表「表－24　令和４年度用地費・補償費執行実績及び令和５年度執行予定総括表」（Ｐ77 参照））

Ⅵ　道路及び橋梁等の整備

１　概　　要

道路は、都市を支える最も基本的で重要な施設である。慢性的な道路交通渋滞による経済活動の低迷や、環境負荷の増大などが、都市にとって大きな課題となっている。都市を再生させるため、環境に配慮しつつ、計画的かつ効率的に道路及び橋梁等の整備を進めている。

事業としては、道路法、都市計画法、道路整備緊急措置法に基づき、道路の築造・改良及び立体化、舗装の新設、橋梁の新設・架替、歩道設置、中央分離帯等の安全施設の整備等を行っており、国庫補助事業（公共事業）と都単独事業がある。

事　業　名	路　線　名	施　行　箇　所	事　業　内　容
街路整備事業	都市高速道路 中央環状品川線	品川区八潮三丁目～ 目黒区青葉台四丁目	舗装補修工事
	放射第２号線 （西五反田）	品川区西五反田七丁目～ 西中延一丁目	用地取得
	放射第１７号線 産業道路(呑川)	大田区大森南一丁目～ 西糀谷二丁目	用地取得 呑川新橋架替え 橋台工事
	放射第１７号線 産業道路(東糀谷)	大田区東糀谷一丁目～ 西糀谷二丁目	完了（呑川新橋影響範囲除く）
	放射第１７号線 産業道路(大森東)	大田区大森東三丁目～ 大森南一丁目	用地取得
	放射第１９号線 第一京浜（梅屋敷）	大田区大森中一丁目～ 蒲田三丁目	用地取得
	放射第２３号線 井の頭通り（北沢）	世田谷区北沢四丁目～ 北沢五丁目	用地取得 街路築造工事等
	放射第２３号線 井の頭通り（松原）	世田谷区大原二丁目～ 杉並区和泉二丁目	用地取得
	環状第５の１号線 明治通り(千駄ヶ谷)	渋谷区千駄ヶ谷五丁目～ 新宿区内藤町	用地取得 街路築造工事 横断歩道橋エレベーター設置工事等
	環状第５の１号線 明治通り(北参道)	渋谷区千駄ヶ谷二丁目～ 千駄ヶ谷五丁目	用地取得
	環状第５の１号線 明治通り(神宮前)	渋谷区神宮前一丁目～ 神宮前六丁目	用地取得
	環状第５の１号線 明治通り(神宮前Ⅱ)	渋谷区神宮前一丁目～ 神宮前二丁目	用地取得
	環状第６号線 山手通り(上目黒)	目黒区上目黒三丁目～ 青葉台二丁目	街路築造工事 道路標識設置工事
	補助第１１号線 恵比寿通り(Ⅰ期)	渋谷区恵比寿一丁目～ 恵比寿四丁目	用地取得 占用企業者工事

事　業　名	路　線　名	施　行　箇　所	事　業　内　容
街路整備事業	補助第１１号線 恵比寿通り（Ⅱ期）	渋谷区恵比寿二丁目～ 恵比寿三丁目	用地取得
	補助第２６号線 （豊町）	品川区二葉一丁目～ 豊町二丁目	こ線人道橋工事等 エレベーター工事 電線共同溝設置工事 等
	補助第２６号線 （目黒中央町）	目黒区中央町一丁目～ 鷹番二丁目	用地取得 排水管工事 電線共同溝設置工事
	補助第２６号線 （三宿）	世田谷区三宿二丁目～ 池尻四丁目	用地取得 残地整備工事
	補助第２６号線 （東北沢）	目黒区駒場四丁目～ 渋谷区大山町	用地取得 街路築造工事等
	補助第２６号線 （代沢）	世田谷区代沢一丁目～ 目黒区駒場四丁目	用地取得
	補助第２７号線 （富士見橋）	大田区大森西四丁目～ 大森西二丁目	用地取得 富士見橋架替え工事 電線共同溝設置工事 等
	補助第２８号線 池上通り（南品川）	品川区南品川五丁目	用地取得
	補助第２８号線 池上通り（大井）	品川区大井四丁目～ 大井五丁目	用地取得 排水管工事 暫定歩道整備工事
	補助第２９号線 （大崎）	品川区大崎三丁目～ 大崎四丁目	用地取得
	補助第２９号線 （戸越）	品川区大崎三丁目～ 戸越四丁目	用地取得
	補助第２９号線 （豊町）	品川区豊町六丁目～ 二葉四丁目	用地取得
	補助第２９号線 （西大井）	品川区二葉四丁目～ 西大井五丁目	用地取得
	補助第２９号線 （西大井東馬込）	品川区西大井五丁目～ 大田区東馬込二丁目	用地取得
	補助第５２号線 （若林）	世田谷区若林五丁目～ 豪徳寺二丁目	用地取得 排水管設置工事等
	補助第５２号線 （宮坂）	世田谷区豪徳寺二丁目～ 宮坂二丁目	用地取得
	補助第５４号線 （上祖師谷）	世田谷区千歳台六丁目～ 上祖師谷四丁目	用地取得 橋梁下部工事

事　業　名	路　線　名	施　行　箇　所	事　業　内　容
街路整備事業	補助第１２５号線 （喜多見）	世田谷区喜多見八丁目～ 喜多見九丁目	用地取得
	補助第１２８号線 （桜・世田谷）	世田谷区弦巻五丁目～ 宮坂一丁目	用地取得 占用企業者工事
	補助第１２８号線 （宮坂）	世田谷区宮坂一丁目～ 宮坂二丁目	用地取得
	補助第２１２号線 （用賀）	世田谷区用賀二丁目～ 用賀四丁目	街路築造工事
橋梁整備事業	若潮橋 日本橋芝浦大森線	品川区東品川五丁目～ 八潮一丁目	企業者移設工事
	等々力大橋（仮称） 大田調布線	世田谷区玉堤二丁目～ 川崎市中原区宮内一丁目	用地取得 下部工事 取付道路工事

2　都市高速道路中央環状品川線

中央環状品川線は、中央環状線（全長約 47km）の南側部分を形成し、高速湾岸線から分岐したのち、目黒川及び環状第 6 号線（山手通り）の地下空間をトンネルで北上し、中央環状新宿線に接続する約 9.4km の路線である。

本事業は、東京都と首都高速道路㈱の共同事業として都市計画事業の認可を取得し、本線については平成 27 年 3 月 7 日に開通した。

今年度は、大井地区の舗装補修工事を進める。

(1)　全体概要

３　街路整備事業

（１）放射第 17 号線

放射第 17 号線は、大田区大森東二丁目を起点とし大田区羽田二丁目を終点とする通称産業道路といわれる路線で、延長約 3.5㎞、幅員 30～35ｍの道路である。

ア　放射第 17 号線（呑川）（大田区大森南一丁目～西糀谷二丁目）

この箇所は、大田区大森南一丁目から同区西糀谷二丁目までの延長 345ｍの区間で、平成 12 年 11 月に事業認可を取得した。標準幅員は 35ｍである。

平成 12 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 99％の用地を取得済である。

令和２年度から呑川新橋の下流側（Ⅱ期施工部分）の橋台工事に着手した。

本年度も引き続き、橋台工事を進める。

イ　放射第 17 号線（東糀谷）（大田区東糀谷一丁目～西糀谷二丁目）

この箇所は、大田区東糀谷一丁目から同区西糀谷二丁目までの延長 350ｍの区間で、平成９年 12 月に事業認可を取得した。標準幅員は 35ｍである。

事業認可取得後用地取得を進め、既に用地取得は完了し、呑川新橋架替えに伴う影響範囲を除き工事は完了している。

ウ　放射第 17 号線（大森東）（大田区大森東三丁目～大森南一丁目）

この箇所は、大田区大森東三丁目から同区大森南一丁目までの延長 800mの区間で、平成 25 年 2 月に事業認可を取得した。幅員は 30～35mである。

平成 25 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 27%の用地を取得済みである。本年度も引続き用地取得を進める。

（２）放射第 19 号線（梅屋敷）（大田区大森中一丁目～蒲田三丁目）

放射第 19 号線は、中央区京橋一丁目を起点とし大田区東六郷三丁目を終点とする通称第一京浜といわれる路線で、延長約 17.9km、幅員 30～50mの道路である。

この箇所は、大田区大森中一丁目から同区蒲田三丁目までの延長 1,190mの区間で、平成 15 年 3 月に事業認可を取得した。幅員は 35m～50mである。

平成 15 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 90%の用地を取得済である。今年度も引続き用地取得を進める。

（３）放射第 23 号線

放射第 23 号線は、港区北青山三丁目を起点とし渋谷区及び世田谷区を経て杉並区松庵二丁目を終点とする延長約 12km、標準幅員 25mの幹線道路である。

ア　放射第 23 号線（北沢）（世田谷区北沢四丁目～北沢五丁目）

この箇所は、世田谷区北沢四丁目（大山交差点）から同区北沢五丁目（北沢中学）までの延長 595mの区間で、平成３年６月に事業認可を取得した。標準幅員は 25mであり、大山交差点付近では 28mである。

平成３年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 99%の用地を取得済である。

本年度も引き続き、用地取得を進めるとともに、街路築造工事等を行う。

イ　放射第 23 号線（松原）（世田谷区大原二丁目～杉並区和泉二丁目）

この箇所は、世田谷区大原二丁目から杉並区和泉二丁目までの延長 1,005ｍの区間で、平成 27 年 12 月に事業認可を取得した。幅員は 25～33ｍである。

平成 28 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 31％の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

凡　例

用地完了箇所

標準横断図

（幅員ｍ）

（４）環状第５の１号線

環状第５の１号線は、渋谷区恵比寿二丁目を起点とし新宿、豊島区を経て、北区滝野川二丁目を終点とする延長約 14km、標準幅員 27mの都心を中心としたほぼ半円状の道路である。

ア　環状第５の１号線（千駄ヶ谷）（渋谷区千駄ヶ谷五丁目～新宿区内藤町）

この箇所は、渋谷区千駄ヶ谷五丁目から北へ（放射第５号線方面）延長 475mの区間で、平成３年１月に事業認可を取得した。

平成 18 年８月には事業認可区間を更に北に 330m延伸し、新宿区内藤町までの総延長 805mに変更を行った。幅員は 14～35mである。

平成３年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 99%の用地を取得済である。

令和４年 12 月に交通開放を行った。

本年度は、残る街路築造工事等を行う。

イ　環状第５の１号線（北参道）（渋谷区千駄ヶ谷二丁目～千駄ヶ谷五丁目）

この箇所は、渋谷区千駄ヶ谷二丁目から同区千駄ヶ谷五丁目までの延長 900mの区間で、平成 15 年３月に事業認可を取得した。幅員は 27～30mである。

平成 15 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 99%の用地を取得済である。

本年度も引続き、用地取得を進める。

ウ　環状第５の１号線（神宮前）（渋谷区神宮前一丁目～神宮前六丁目）

この箇所は、渋谷区神宮前一丁目から同区神宮前六丁目までの延長 640mの区間で、平成 16 年３月に事業認可を取得した。幅員は 27～30mである。

平成 16 年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している。令和４年度末で、約 97%の用地を取得済である。

本年度も引続き同公社により用地取得を進める。

エ　環状第５の１号線（神宮前Ⅱ期）（渋谷区神宮前一丁目～神宮前二丁目）

この箇所は、渋谷区神宮前一丁目から同区神宮前二丁目までの延長 560ｍの区間で、平成 28 年３月に事業認可を取得した。幅員は 27～30ｍである。

平成 28 年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している。令和４年度末で約 29%の用地を取得済である。

本年度も引続き同公社により用地取得を進める。

（５）環状第６号線（上目黒）（目黒区上目黒三丁目～青葉台二丁目）

環状第６号線は、品川区東品川二丁目を起点に、目黒、渋谷、中野、豊島、板橋の各区を経由する延長約 20km、幅員 30～40ｍの道路であり、環状第７号線、環状第８号線と並ぶ主要な環状道路である。

この箇所は、目黒区上目黒三丁目から同区青葉台二丁目までの延長 780ｍの区間で、平成 12 年 12 月に事業認可を取得した。幅員は 30～35ｍである。

本年度も引き続き、街路築造工事を進める。

（６）補助第 11 号線

補助第 11 号線は、港区三田三丁目（国道１号　桜田通り）を起点とし渋谷区恵比寿一丁目（駒沢通り）を終点とする延長約 3.5ｋｍ、標準幅員 20mの道路である。

ア　補助第 11 号線（渋谷区恵比寿一丁目～恵比寿四丁目）

この箇所は、渋谷区恵比寿一丁目（恵比寿郵便局交差点）から同区恵比寿四丁目（恵比寿駅東口交差点）までの延長 390mの区間で、平成 10 年 7 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 10 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 94%の用地を取得済である。

本年度も引続き用地取得を進めるとともに、占用企業者工事を行う。

イ　補助第 11 号線（渋谷区恵比寿二丁目～恵比寿三丁目）

この箇所は、渋谷区恵比寿二丁目（恵比寿郵便局交差点）から同区恵比寿三丁目（恵比寿三丁目交差点）までの延長 590mの区間で、平成 15 年 9 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 15 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 37%の用地を取得済である。

本年度も引続き用地取得を進める。

（７）補助第 26 号線

補助第２６号線は、品川区東大井一丁目を起点とし目黒、世田谷、渋谷、豊島の各区を経由し、板橋区氷川町を終点とする延長約 22ｋｍ、標準幅員 20mの道路である。

この路線は、環状第６号線と環状第７号線の中間に位置する環状方向道路で、地域住民に密着した補助線街路である。

ア　補助第 26 号線（豊町）（品川区二葉一丁目～豊町二丁目）

この箇所は、品川区二葉一丁目から同区豊町二丁目までの延長 665mの区間であり、平成 4 年 1 月に事業認可を取得した。幅員は 20～28mである。

本区間内で、都立大崎高校のグランド下をトンネルで通過するほか、JR 東海道新幹線・横須賀線及び東急大井町線との 2 箇所の立体交差がある。令和３年 10 月 22 日に本線車道部を交通開放した。

本年度は、昨年度に引き続き JR 線横断部のこ線人道橋下部工事・上部工事・エレベーター工事を行うとともに、側道部の電線共同溝設置工事・排水管設置工事及び用地処理等を行う。

イ　補助第 26 号線（目黒中央町）（目黒区中央町一丁目～鷹番二丁目）

この箇所は、目黒区中央町一丁目から同区鷹番二丁目までの延長 760mの区間で、平成 19 年 9 月に事業認可を取得した。幅員は 20～23mである。

平成 19 年度から公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託し、用地取得を進めている。令和 4 年度末で約 99%の用地を取得済である。

本年度も引続き同公社により用地取得を進めるとともに、排水管設置工事及び電線共同溝工事を行う。

ウ　補助第 26 号線（代沢）（世田谷区代沢一丁目～目黒区駒場四丁目）

この箇所は、世田谷区代沢一丁目から目黒区駒場四丁目までの延長 975mの区間で、令和元年 7 月に事業認可を取得した。幅員は 20～33mである。

令和元年度から用地取得に着手し、令和 4 年度末で、約 23%の用地を取得済みである。本年度も引き続き用地取得を進める。

（８）補助第 27 号線（富士見橋）（大田区大森西四丁目～大森西二丁目）

補助第 27 号線は、品川区東大井を起点とし環状第 7 号線を経て、大田区蒲田五丁目（環状第 8 号線）を終点とする延長約 6km、標準幅員 20mの道路である。

この箇所は、大田区大森西四丁目から同区大森西二丁目までの延長 440mの区間で、平成 20 年 5 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 20 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 97%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進めるとともに、富士見橋の架替え工事、電線共同溝設置工事及び排水管設置工事を行う。

（９）補助第 28 号線

補助第 28 号線は、大田区東海一丁目を起点とし大田区下丸子二丁目を終点とする延長約 14km、標準幅員 20mの道路である。

ア　補助第 28 号線（南品川）（品川区南品川五丁目）

この箇所は、品川区南品川五丁目の延長 335mの区間であり、平成 10 年 7 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 10 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 70%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

（10）補助第 52 号線

補助第 52 号線は、目黒区青葉台四丁目を起点とし世田谷区成城六丁目を終点とする延長約 9.0km、標準幅員 15～20mの道路である。

ア　補助第 52 号線（宮坂）（世田谷区豪徳寺二丁目～宮坂一丁目）

この箇所は、世田谷区豪徳寺二丁目から同区宮坂一丁目までの延長 290mの区間で、平成 28 年 1 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 28 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 31%の用地を取得済である。本年度も引き続き用地取得を進める。

（11）補助第 54 号線

補助第 54 号線は、渋谷区富ヶ谷二丁目（環状第 6 号線）を起点とし環状第 7 号線と環状第 8 号線を横切り、調布市境の世田谷区上祖師谷五丁目を終点とする延長約 9 km、標準幅員 15mの道路である。

ア　補助第 54 号線（上祖師谷）（世田谷区千歳台六丁目～上祖師谷四丁目）

この箇所は、世田谷区千歳台六丁目から同区上祖師谷四丁目までの延長 680mの区間で、平成 16 年 1 月に事業認可を取得した。標準幅員は 15mである。

平成 16 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 99%の用地を取得済である。

令和５年４月に、榎交差点から都立祖師谷公園まで暫定交通開放した。

本年度も引続き用地取得を進め、橋梁下部工事を行う。

（12）補助第 125 号線

補助第 125 号線は、世田谷区喜多見九丁目（狛江市境）を起点とし世田谷区玉川一丁目（国道 246 号線）を終点とする延長約 5.3km、幅員 15～18mの道路である。

ア　補助第 125 号線（喜多見）（世田谷区喜多見八丁目～喜多見九丁目）

この箇所は、世田谷区喜多見八丁目から同区喜多見九丁目までの延長 420mの区間で、平成 7 年 9 月に事業認可を取得した。標準幅員は 18mである。

平成 8 年度から用地取得に着手し、令和 4 年度末で、約 60%の用地を取得済である。

本年度も引続き用地取得を進める。

標準断面図

（幅員m）

(13) 補助第 128 号線

補助第 128 号線は、世田谷区桜新町二丁目を起点とし杉並区阿佐ヶ谷北五丁目を終点とする延長約 9km、標準幅員 20mの道路である。

ア　補助第 128 号線（桜･世田谷）（世田谷区弦巻五丁目～宮坂一丁目）

この箇所は、世田谷区弦巻五丁目（補助第 51 号線、世田谷通り以南）から同区宮坂一丁目（城山通り）までの延長 895mの区間で、平成３年６月に事業認可を取得した。幅員は 15～28mである。

平成３年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 97%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進めるとともに、側道部の舗装工事等を行う。

イ　補助第 128 号線（宮坂）（世田谷区宮坂一丁目～宮坂二丁目）

この箇所は、世田谷区宮坂一丁目（城山通り）から同区宮坂二丁目（ユリの木通り）までの延長 600mの区間で、平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。標準幅員 20mである。

平成 27 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 42%の用地を取得済みである。

本年度も引き続き用地取得を進める。

(14) 補助第 212 号線

補助第 212 号線は、世田谷区新町二丁目を起点とし同区玉川台二丁目を終点とする延長約 2.6km、標準幅員 15～18mの道路である。

ア　補助第 212 号線（用賀）（世田谷区用賀二丁目～用賀四丁目）

この箇所は、世田谷区用賀二丁目から同区用賀四丁目までの延長 600mの区間で、昭和 55 年 3 月に事業認可を取得した。標準幅員は 15mである。

昭和 55 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 99%の用地を取得済である。

また、平成６年度に暫定完了し、平成 24 年６月、一方通行道路として交通開放していた用賀神社前の区間を、地元要望により、暫定的に相互通行道路として開放した。

本年度は、暫定交通開放区間を完成させるための街路築造工事等に着手する。

４　橋梁整備事業

（１）若潮橋（日本橋芝浦大森線）架替工事

若潮橋は、品川ふ頭（品川区東品川五丁目）と大井ふ頭（品川区八潮一丁目）を結ぶ主要物流路線の橋梁として、昭和 41 年に築造されたものである。

老朽化対策及び耐荷力向上を目的に架け替えるもので、新橋は３径間連続鋼箱桁橋である。

令和２年７月 12 日に下り線が、同年８月９日に上り線が交通開放され、新しい橋へ交通が切り替えられた。

本年度は、昨年度に引き続き占用企業者の管路移設工事を進める。

（２）等々力大橋（仮称）（大田調布線）

等々力大橋（仮称）は、世田谷区玉堤二丁目と川崎市中原区宮内一丁目の間を流れる一級河川多摩川を跨ぎ都県を結ぶ延長約 390ｍの新設橋梁であり、東京都が整備主体、川崎市が管理主体となって整備を進めることで、平成 22 年度に双方で基本協定を締結した。

新橋の上部工形式は鋼４径間連続合成箱桁橋（ケーブル補剛）、下部工形式は逆Ｔ式橋台（２基）、壁式橋脚（３基）である。

平成 29 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で、約 40％の用地を取得済みである。

本年度も用地取得を進めるとともに、河川内の下部工事と取付道路工事を行う。

用地詳細

５　特定整備路線の整備（木密地域不燃化 10 年プロジェクト）

市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる、防災上効果の高い主要都市計画道路の整備を推進する。整備地域内の主要な都市計画道路を特定整備路線として指定し、生活再建などのための特別な支援策を期間限定で実施する。

第二建設事務所は、５路線 10 区間、延長約 7km を所管しており、令和７年度事業完了を目指す。

（１）放射第 2 号線（西五反田）（品川区西五反田七丁目～西中延一丁目）

放射第 2 号線は、港区白金台三丁目を起点とし大田区田園調布二丁目を終点とする延長約 7.9km、幅員 25～40mの道路である。

この箇所は、品川区西五反田七丁目から同区西中延一丁目までの延長 1,255mの区間で、平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。幅員は 25～33mである。

平成 26 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 46%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。なお、当該事業箇所は、公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している。

（２）補助第 26 号線

ア　補助第 26 号線（東北沢）（目黒区駒場四丁目～渋谷区大山町）

この箇所は、目黒区駒場四丁目から渋谷区大山町までの延長 550mの区間で、平成 18 年 12 月に事業認可を取得した。幅員は 20～33mである。

平成 19 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 98%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進めるとともに、街路築造工事等を行う。

平　面　図

計画標準断面図

現況

イ　補助第 26 号線（三宿）（世田谷区三宿二丁目～池尻四丁目）

この箇所は、世田谷区三宿二丁目から同区池尻四丁目までの延長 440mの区間で、平成 20 年 12 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 20 年度から用地取得に着手し、令和 4 年 10 月 27 日に交通開放した。令和４年度末で約 99%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進めていくとともに、残地整備工事を行う。

（３）補助第 28 号線（大井）（品川区大井四丁目～大井五丁目）

補助第 28 号線は、大田区東海一丁目を起点とし大田区下丸子二丁目を終点とする延長約 14 ㎞、標準幅員 20ｍの道路である。

この箇所は、品川区大井四丁目から同区大井五丁目までの延長 520ｍの区間で、平成 27 年１月に事業認可を取得した。標準幅員は 20ｍである。

平成 26 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 84％の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進めるとともに、排水管工事及び暫定歩道整備工事等を行う。

（４）補助第 29 号線

補助第 29 号線は、品川区大崎三丁目を起点とし大田区南馬込六丁目を終点とする延長約 5.0km、幅員 15～20mの道路である。

ア　補助第 29 号線（大崎）（品川区大崎三丁目～大崎四丁目）

この箇所は、品川区大崎三丁目から同区大崎四丁目までの延長 520mの区間で、平成 26 年 3 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 25 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 36%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

イ　補助第 29 号線（戸越）（品川区大崎三丁目～戸越四丁目）

この箇所は、品川区大崎三丁目から同区戸越四丁目までの延長 825mの区間で、平成 26 年 9 月に事業認可を取得した。標準幅員は、20mである。

平成 26 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 46%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

ウ　補助第 29 号線（豊町）（品川区豊町六丁目～二葉四丁目）

この箇所は、品川区豊町六丁目から同区二葉四丁目までの延長 550mの区間で、平成 26 年 3 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 25 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 41%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

エ　補助第 29 号線（西大井）（品川区二葉四丁目～西大井五丁目）

この箇所は、品川区二葉四丁目から同区西大井五丁目までの延長 390mの区間で、平成 26 年 9 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 26 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 23%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

オ　補助第 29 号線（西大井東馬込）（品川区西大井五丁目～大田区東馬込二丁目）

この箇所は、品川区西大井五丁目から大田区東馬込二丁目までの延長 700mの区間で、平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。幅員は 15～24mである。

平成 26 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 56%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。

（５）補助第 52 号線（若林）（世田谷区若林五丁目～豪徳寺二丁目）

補助第 52 号線は、目黒区青葉台四丁目を起点とし世田谷区成城六丁目を終点とする延長約 9.0km、幅員 15～20mの道路である。

この箇所は、世田谷区若林五丁目から同区豪徳寺二丁目までの延長 1,310mの区間で、平成 27 年 1 月に事業認可を取得した。標準幅員は 20mである。

平成 26 年度から用地取得に着手し、令和４年度末で約 74%の用地を取得済である。本年度も引続き用地取得を進める。なお、当該事業箇所は、公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している。排水管設置工事等を本年度から着手する。

用地完了箇所

令和５年度工事予定箇所

Ⅶ　河川の整備

１　概　　要

管内には、一級河川の多摩川と同水系の野川、仙川、谷沢川、丸子川、海老取川の６河川と二級河川の渋谷川、目黒川、蛇崩川、北沢川、烏山川、立会川、内川、呑川、九品仏川の９河川、計15河川があり、総延長は102.9kmに達している。多摩川を除く14河川を都と区が管理している。

このうち、独立水系の目黒川、呑川、立会川の一部と蛇崩川、北沢川、烏山川、九品仏川の全部は覆蓋、暗渠化され下水道幹線として利用されている。

管内河川の流域は、急激な市街化の進行と変貌が著しく、台風や集中豪雨等により、これまで多くの水害を被ってきた。このため、洪水対策として、1時間あたり50mmの降雨に対処できるよう、「中小河川整備事業」で護岸や調節池等の整備を行ってきた。近年はこれまでの目標整備水準を超える集中豪雨などが増加していることから、谷沢川など区部の台地を流れる河川は時間75mm、野川など多摩を流れる河川は時間65㎜に目標整備水準を引き上げ、時間50㎜までは河道整備により洪水を安全に流すことを基本とし、それに調節池・分水路などを組み合わせて、効果的な対策を実施していくこととしている。

また、独立水系である目黒川、呑川、内川、立会川、海老取川は直接東京湾に注いでいるため、下流の低地部では高潮による浸水被害が懸念されている。そこで、「高潮対策事業」として、我が国を襲った台風で史上最大規模と言われる伊勢湾台風級の高潮に対処できるよう、防潮堤などの施設整備を行っている。

また、平成23年の東日本大震災を契機に低地河川の地震・津波対策を見直し策定された「東部低地帯の河川施設整備計画」に基づき、呑川、海老取川及び内川で耐震・耐水対策を進めてきた。令和４年度からは、新たに策定された「東部低地帯の河川施設設備計画（第二期）」に基づき、引続き呑川、海老取川、内川、及び新たに目黒川で耐震対策を進めている。

２　整備状況

（中小河川整備事業）

河川名	計画延長(km)	R４年度まで完成		R５年度整備予定延長(km)	残延長(km)
		延長(km)	率(%)		
野　川	5.5	5.4	98	0	0.1
仙　川	6.3	6.0	95	0.08	0.22
谷沢川	3.7	1.2	32	0	2.5
目黒川	5.4	5.36	99	0.02	0.02
渋谷川	2.4	2.4	100	0	0
呑　川	6.1	6.1	100	0	0

（高潮防御施設整備事業）

河川名	防潮堤延長(km)	R４年度まで完成		R５年度整備予定延長(km)	残延長(km)
		延長(km)	率(%)		
目黒川	3.5	3.47	99	0.01	0.02
呑川(耐震)	5.5	3.35	61	0.39	1.76
立会川	1.3	0.1	8	0	1.2
内　川	1.0	1.0	100	―	―
海老取川(耐震)	1.0	0.50	50	0.05	0.45

３　各河川の整備状況

（１） 谷沢川（中小河川整備事業）

本川は、多摩川の支川で延長は 3.7km と比較的小さな河川である。上流域は、下水道として整備されているため平常水は極端に少ない。このため、平成 6 年、比較的水量の豊富な仙川から浄化した水を谷沢川に導水し放流している。また、本川の下流部には、武蔵野台地の南端に位置する等々力渓谷があり、人々の憩いの場となっている。

本川の 1 時間 50mm 改修は、多摩川合流点からゴルフ橋の 1.2km を計画対象区間として昭和 56 年度に着手し、平成 6 年度までに矢川橋までの約 0.4km が完成した。

なお、等々力渓谷内（利剣の橋から矢川橋間を除く）は、50mm 改修は行わない方針となっているが、国の補助を受け環境整備事業として、現況断面を保持しながら石積護岸や落差工等の修景や遊歩道等の整備を行った。また、ゴルフ橋より上流については、左右岸に道路が走っており、これ以上の河道拡幅は困難な状況である。

このため、谷沢川の改修については、本川と併せて分水路を整備することで対応することとし、平成 30 年度より準備工事及び本体工事に着手している。今年度は、シールド工事及び取水施設工事を着実に実施するとともに、新たに放流施設工事にも着手する。

（２）仙川（中小河川整備事業）

仙川の管内区間は、野川合流点から調布市境（甲州街道）までの延長 6.3km となっている。本区間の 1 時間 50mm 改修については、1 時間 30mm 改修が完了した昭和 47 年度に引続いて着手しており、最下流部である野川合流点の鎌田橋付近を除く区間は平成 11 年度に完成した。鎌田橋付近の改修は、鎌田橋の架替えをし、計画河床面まで掘下げる必要があることから、平成 23 年度より架替えの準備として、水道管、下水道菅、ガス管および東電，ＮＴＴ等の架空線の支障物件の移設を行っている。平成 22、23 年度には、護岸改修のための作業架台を鎌田橋上流に設置する工事を実施し、平成 26 年度から橋梁架替工事期間中の交通切り回しのための仮道路設置工事や支障物件の移設及び撤去工事を進めてきており、今年度より、鎌田橋鋼けた製作架設工事に着手する。また、今年度から環境調査も実施する予定である。

（３） 野川（中小河川整備事業）

本川の管内区間は、多摩川合流点（新二子橋付近）から狛江市境までの延長 5.5km となっている。1 時間 50mm 規模の改修（護岸）は、新井橋より上流狛江市境までの 2.9km 区間について、昭和 50 年度に着手し昭和 57 年度に完了した。

多摩川合流点から新井橋の約 2.6km 区間については、1 時間 50mm の流下能力にするための護岸及び河床掘削が平成 22 年度に完了している。

最下流部（吉澤橋より下流）は、平成 11 年度から自動車教習所の移転工事と調整を図りながら、新しい河道への付替えを進め、平成 19 年 7 月末に護岸整備及び河床掘削が終了した。平成 23 年度に残工事の仮設搬入路、仮堤防の撤去工事を行い、平成 24 年度に巻き込み堤防整備工事を行い、これで最下流部の工事が全て完了した。

平成 23 年度から河床整備工事において低水路幅を広くし、澪筋を再現する手法を取り入れた多自然川づくりをパイロット事業として行い、平成 31 年度に管内区間の整備工事は完了した。また、工事完了に伴う環境調査を令和 2 年度から 4 年度まで実施した。

これにより仙川合流点（仙川護岸整備工事と併せ実施予定）の整備を残し、世田谷区区間の河道整備が完了した。

今年度より、吉澤橋から新井橋までの護岸及び橋梁（吉澤橋、野川水道橋及び天神森橋）の嵩上げ工事に着手する。

（４） 渋谷川（中小河川整備事業）

本川は、延長 2.4 km の河川で、天現寺橋から新渋谷橋までを渋谷川といい、天現寺橋より下流は古川と名称を変えて東京湾に注いでいる。渋谷川は、上流が下水道幹線となっており平常水は極めて少ない。このため、都市河川の清流復活事業計画により下水道局の落合水再生センターで高度処理した再生水を渋谷川の他目黒川、呑川に平成 7 年度導水し放流している。この他、地下鉄日比谷線の恵比寿駅付近に湧き出る地下水をポンプで汲み上げ、恵比寿東公園脇から渋谷川に放流している。

本川の河道は、概ね 1 時間 50mm の流下能力を有していたが、護岸が昭和初期に造られ老朽化していたので、補強を兼ねて昭和 61 年度より優先度の高い区間から護岸工事に着手した。平成 14 年度には、恵比寿東公園の右岸を除き完成している。恵比寿東公園部については、河川整備計画の整備拠点として位置付けられており、渋谷区の公園の改造と一体で護岸整備を行い、平成 22 年度に完成した。

（５）目黒川

目黒川は、東京湾から北沢・烏山川合流点までの延長 8.0km の河川である。このうち、大橋（国道 246 号）から北沢・烏山川合流点までの 0.6km は覆蓋され、下水道幹線となっている。また、鈴懸（すずかけ）歩道橋（品川区大崎１丁目）を境に、上流側を中小河川整備事業、下流側を高潮対策事業としている。

ア　中小河川整備事業

本川の１時間 50mm の改修は、昭和 53 年度に着手した護岸整備が概ね完了しており、洪水を一時貯留する調節池を平成 3 年に船入場、平成 15 年に荏原市場跡地に整備した。令和４年度より、未改修部となっている五反田大橋（国道１号）付近の護岸整備等を進めている。

また令和３年度より、中目黒から池尻大橋の間で改修工事（河床掘削）に着手した。

さらに、令和４年度より、1 時間 75 mm対策として上流部 3 支川（北沢川・烏山川・蛇崩川）の洪水を取水する目黒川流域調節池（仮称）の検討に着手しており、今年度は令和 4 年度に引き続き、基本設計および地質調査等を実施予定である。

イ　高潮対策事業・耐震対策事業

目黒川の高潮防御施設整備区間は「河口」から「すずかけ歩道橋」までの約 2.0km である。平成 26 年度末における防潮堤の整備率は約 99%であり、令和４年度より、施工の困難な JR 新幹線橋梁部の取付部の防潮堤整備を進めている。

さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機に、更なる耐震・耐水対策を進めることになり、令和４年度より河口から JR 東海道本線・京浜東北線間の耐震補強工事に向けた検討に着手した。今年度は、令和４年度に引き続き、基本設計、地質調査及び詳細設計を実施予定である。

（６） 呑川

呑川は、玉川通りを上流端とする延長約 14.4km の河川で、九品仏川合流点から上流約 4.9km は下水道の呑川幹線となっている。高潮対策事業区間は「河口」から「ＪＲ東海道本線」までの約 3.4km で、中小河川改修事業区間はこれより上流約 6.1km となっている。

ア　中小河川整備事業

1 時間 50mm 規模の改修は、昭和 48 年度に着手し昭和 61 年度に概成した。加えて、昭和 57 年度に完成した下水道中原幹線の多摩川への分水により呑川の流下能力は向上している。第二京浜国道（池上橋）からＪＲ東海道新幹線間約 1.3km については、平成 6 年度から鋼矢板護岸の補強を兼ねた河床張に着手し、平成８年度までに仲之橋まで完成した。その後、平成 19 年度より工事を再開し、22 年度に、道々橋下流約 90m、本村橋～新幹線橋梁間約 90 mを整備して事業が完了した。

イ　高潮対策事業・耐震対策事業

昭和 40 年代前半から防潮堤の建設工事に着手し、京浜急行蒲田駅付近を除き、計画天端高は確保されている。しかし、河口から夫婦橋間約 2.3km については、旧護岸を利用した防潮堤構造であることから、洪水対策としての河床掘削に先立ち根固め工事を実施しており、平成 10 年度に橋梁取付け部を除き完成した。

また、同区間において平成７年の阪神・淡路大震災を契機に実施した防潮提の耐震点検の結果、液状化対策等の耐震補強が必要となった。このため、平成 21 年度より耐震対策事業に着手した。

さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機に更なる耐震対策を進めており、現在、北糀谷橋上流、宝来橋から清水橋間及び天神橋から夫婦橋間で耐震補強工事を実施中で、今年度は新たに八幡橋上流の工事を行う予定である。

（７） 立会川 （高潮対策事業）

立会川の河川延長は約 7.4km となっているが、高潮対策事業区間は河口から月見橋間約 0.8km である。その上流区間は、既に下水道幹線として覆蓋されている。河口部の一部を除き高潮防御施設が未整備であるが、下水道幹線の整備（1 時間 50mm 対応）が完了した後、河口に樋門等を設置し高潮を防御する計画となっている。

令和４年度より、樋門・排水機場建設工事に向けた検討に着手しており、今年度は引き続き、詳細設計等を実施予定である。

（８） 内川（高潮対策事業・耐震対策事業）

内川の延長は約 1.6km であり、河口に水門及び排水機場を設置して高潮に備えている。この水門及び排水機場は江東治水事務所が所管し、日常管理及び操作は大田区に委託している。

平成 10 年度に内川環境整備計画を策定し、同年から河口部において河川環境整備を行なった。また、河口から大森橋（第一京浜）までの区間については、平成 7 年の阪神・淡路大震災を契機に、護岸の耐震対策が必要となったため、平成 17 年度から護岸の耐震補強工事を実施し、22 年度に完了した。

さらに、平成 23 年の東日本大震災を契機に、更なる耐震・耐水対策を進めており、水門の耐震補強工事が平成 27 年度、排水機場の耐震・耐水対策工事、水門上流の耐震補強工事が令和３年度に完了した。令和４年度より大森橋上流の護岸耐震補強工事に向けた検討に着手した。今年度は、令和４年度に引き続き、基本設計、地質調査、詳細設計及び作業ヤードを整備する準備工事を実施予定である。

（９） 海老取川（高潮対策事業・耐震対策事業）

海老取川は、河口から多摩川間約 1.0km の河川である。左岸防潮堤の整備については既に完了している。

海老取川には、不法係留船が約 70 隻係留されていたため、これらの船舶は、河川法に違反しているだけでなく、高潮等の災害時に船舶、積載物、設置物等の流出により、治水対策及び航行安全等の面から支障を生ずる恐れがあった。さらに、係留に伴う施設等が川の美観を阻害しており、すみやかに適正化する必要があったため、関係機関等と協議を行い平成 18 年度から係留船の保管施設整備に着手し、平成20年度までに５５隻分の係留施設を整備し、事業が完了した。

また、右岸側の護岸前面に一部陥没が発生しているため、平成 18 年度から防災工事に着手し、平成 21 年度に完了した。

現在は、平成 23 年の東日本大震災を契機とした耐震対策を進めている。平成 27 年度から着手し、穴守橋下流部の耐震補強工事を実施中で、今年度は新たに天空橋上下流部の工事を行う予定である。

４ 流域連絡会

東京都では、都民と行政が共通認識に基づき、協働・連携して、地域に親しめる川づくりを進めている。このため、流域の住民や市民団体と区市町村及び都が、河川に係わる情報や意見の交換を行うことを目的として、流域連絡会を設置している。

令和 3 年 4 月現在、地域住民の関心が高い 13 河川において流域連絡会を設置しており、河川に係わる計画や工事、管理などについて意見交換を行っている。

当事務所管内の河川では、「渋谷川・古川」（現在休会中）、「内川（現在休会中）」流域連絡会を設置し、川づくりのあり方や川とまちづくり等について意見交換を行っている。

付　　表

番号	表　　題	頁
1	令和５年度　執行計画	65
2	職員現員表	66
3	管理道路延長・面積一覧表	67
4	工区管理道路延長・面積調書	68
5	令和４年度道路台帳補正調書	68
6	令和４年度地下埋設物台帳補正調書(道路占用許可に基づく補正)	68
7	令和４年度道路敷地調査測量補正調書	68
8	令和４年度道路区域調査実績調書	68
9	車両幅制限箇所	69
10	令和４年度道路占用許可・承認件数	69
11	令和４年度道路占用料	69
12	令和４年度監督事務費処理実績	70
13	令和４年度道路監察実績表	70
14	令和４年度道路上工事監察実績表	71
15	令和５年度当初の道路上工事調整件数及び調整延長	71
16	橋梁管理表	72
17	道路附属物施設管理表	73
18	照明灯工区別管理表	74
19	照明種類別照明設備管理表	74
20	街路樹等高木管理表	75
21	歩道緑地帯管理表	76
22	管内河川一覧表	76
23	防潮・護岸計画高一覧表	76
24	令和４年度用地費・補償費執行実績及び令和５年度執行予定総括表	77
25	令和４年度及び令和５年度執行内訳[道路維持補修関係]	78
26	都市計画道路事業認可調書	79

表－１　令和５年度　執行計画

（令和５年４月１日現在）

（単位：千円）

科目＼年度		令和５年度執行計画 工事	用地・補償	その他	計	令和４年度執行計画 工事	用地・補償	その他	計	前年度 増(△)減	比(%)
道路の管理	道路維持費	636,876	0	1,858,302	2,495,178	580,395	0	1,609,984	2,190,379	304,799	113.9
	橋梁維持費	604,930	0	158,000	762,930	636,700	0	234,000	870,700	△ 107,770	87.6
	道路補修費	3,054,703	0	179,196	3,233,899	2,423,600	0	66,240	2,489,840	744,059	129.9
	交通安全施設費	599,100	0	4,448,250	5,047,350	621,200	0	3,480,035	4,101,235	946,115	123.1
	橋梁整備費	1,884,780	0	146,306	2,031,086	2,336,600	0	372,460	2,709,060	△ 677,974	75.0
	街路整備費	0	0	0	0	105,000	0	0	105,000	△ 105,000	0.0
	観光産業振興費	0	0	6,900	6,900	52,620	0	2,500	55,120	△ 48,220	12.5
	都民安全推進費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	就業促進費	0	0	54,765	54,765	0	0	62,591	62,591	△ 7,826	87.5
	計	6,780,389	0	6,851,719	13,632,108	6,756,115	0	5,827,810	12,583,925	1,048,183	108.3
道路の建設	道路整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	街路整備費	3,322,560	16,562,000	1,480,200	21,364,760	3,462,200	16,053,000	1,853,360	21,368,560	△ 3,800	100.0
	橋梁整備費	1,457,000	925,000	152,000	2,534,000	1,287,000	1,309,000	202,000	2,798,000	△ 264,000	90.6
	交通安全施設費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	代替地購入費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	都市開発資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	生活文化費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	用地会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	計	4,779,560	17,487,000	1,632,200	23,898,760	4,749,200	17,362,000	2,055,360	24,166,560	△ 267,800	98.9
河川の整備・維持	河川維持費	23,000	0	28,580	51,580	13,000	0	19,200	32,200	19,380	160.2
	水防費	0	0	3,716	3,716	0	0	3,374	3,374	342	110.1
	河川防災費	250,000	0	20,000	270,000	694,800	0	30,000	724,800	△ 454,800	37.3
	河川環境整備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	中小河川整備費	12,094,700	62,000	669,500	12,826,200	7,124,000	91,000	504,000	7,719,000	5,107,200	166.2
	高潮防御施設費	2,273,000	11,000	399,200	2,683,200	2,353,000	10,000	291,000	2,654,000	29,200	101.1
	河川災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	用地会計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	－
	計	14,640,700	73,000	1,120,996	15,834,696	10,184,800	101,000	847,574	11,133,374	4,701,322	142.2
合計		26,200,649	17,560,000	9,604,915	53,365,564	21,690,115	17,463,000	8,730,744	47,883,859	5,481,705	111.5

表－２　職　員　現　員　表

（令和５年４月１日現在）

課　名	係　　名	管理職		一般職員				計	会計年度任用職員		合 計
		事 務	技 術	事 務	技 術	技 能	再任用		専門職	アシスタント職	
庶 務 課	庶務担当	1	1	6				8		1	9
	経理担当			4				4	1		5
	検査担当				1			1			1
	計	1	1	10	1	0	0	13	1	1	15
管 理 課	管理担当	1		4		1		6		2	8
	道路台帳担当				2		1	3	3		6
	占用担当			6				6	2		8
	監察担当			1			2	3	3		6
	工事調整担当			1				1			1
	計	1	0	12	2	1	3	19	8	2	29
用地第一課	調整担当	1		2	1			4		1	5
	用地担当	1		13				14			14
	計	2	0	15	1	0	0	18	0	1	19
用地第二課	調整担当	1		2	2			5		2	7
	用地担当	1		23			3	27			27
	計	2	0	25	2	0	3	32	0	2	34
工事第一課	工務担当		1		3			4	1	1	6
	設計総括担当				4			4			4
	設計担当				6			6			6
	木密設計担当				4			4			4
	工事総括担当				2			2			2
	工事担当				6			6			6
	木密工事担当				2			2			2
	高速関連街路担当				1			1			1
	測量担当				2			2			2
	木密測量担当				4			4			4
	計	0	1	0	34	0	0	35	1	1	37
工事第二課	工務担当		1		2			3	1	1	5
	設計総括担当				3			3			3
	設計担当				2			2			2
	谷沢川分水路整備担当				5			5			5
	谷沢川分水路工事担当				2			2			2
	立会川樋門・排水機場整備担当				1			1			1
	目黒川流域調節池整備担当				2			2			2
	工事総括担当				2			2			2
	工事担当				4			4			4
	測量担当				1			1			1
	計	0	1	0	24	0	0	25	1	1	27
補 修 課	調査担当		1		2			3	1	2	6
	電線共同溝整備担当				1			1			1
	道路維持担当				5		1	6			6
	施設維持担当				2			2			2
	橋梁維持担当				7			7			7
	補修担当				6			6			6
	街路樹担当				3			3			3
	計	0	1	0	26	0	1	28	1	2	31
工　区	品川工区				3			3	1		4
	目黒工区				5			5	1		6
	大田工区				5			5	1		6
	世田谷工区				5	2		7	1	2	10
	計	0	0	0	18	2	0	20	4	2	26
合　計		6	4	62	108	3	7	190	16	12	218

※会計年度任用職員（アシスタント職）は、課に属しており、便宜上各課の庶務担当に計上している。

表－３　管理道路延長・面積一覧表

（令和5年4月1日現在）

道路種別	整理番号	路線名	通称名	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
一般国道		国道１３１号	環八通り			3,559			3,559
			産業道路			98,040			98,040
		国道２４６号	玉川通り				930		930
							17,830		17,830
		国道４６６号	環八通り				1,977		1,977
							53,814		53,814
	計	３路線		0	0	3,559	2,907	0	6,466
				0	0	98,040	71,644	0	169,684
主要地方道	2	東京丸子横浜線	中原街道	3,354		3,856			7,210
				100,714		105,161			205,875
	3	世田谷町田線	世田谷通り				8,304		8,304
							142,586		142,586
	6	東京大師横浜線	産業道路			763			763
						33,885			33,885
	11	大田調布線	多摩堤通り			9,195	10,515		19,710
						111,922	90,190		202,112
	14	新宿国立線	方南通り					369	369
								7,390	7,390
	305	芝新宿王子線	明治通り					6,131	6,131
								164,535	164,535
	311	環状八号線	環八通り			8,788	8,734		17,522
						270,207	260,984		531,191
	312	白金台町等々力線	目黒通り	1,226	5,396		2,614		9,236
				34,294	140,780		62,115		237,189
	316	日本橋芝浦大森線	旧海岸通り	7,175		3,887			11,062
			海岸通り	344,771		282,556			627,327
	317	環状六号線	山手通り	5,498	3,988			5,193	14,679
			旧山手通り	150,862	121,504			185,820	458,186
	318	環状七号線	環七通り		2,373	7,772	5,496		15,641
					72,757	235,679	159,445		467,881
	計	１１路線		17,253	11,757	34,261	35,663	11,693	110,627
				630,641	335,041	1,039,410	715,320	357,745	3,078,157
一般都道	111	大田神奈川線				659			659
						10,616			10,616
	117	世田谷三鷹線	吉祥寺通り				695		695
							7,481		7,481
	118	調布経堂停車場線					4,716		4,716
							42,256		42,256
	計	３路線		0	0	659	5,411	0	6,070
				0	0	10,616	49,737	0	60,353
特例都道	412	霞ヶ関渋谷線	六本木通り					770	770
								35,910	35,910
	413	赤坂杉並線	井ノ頭通り				1,950	3,541	5,491
							18,386	94,132	112,518
	414	四谷角筈線						2,071	2,071
								57,806	57,806
	416	古川橋二子玉川線	明治通り		3,562		3,078	1,877	8,517
			駒沢通り		57,391		46,913	53,168	157,472
	418	北品川四谷線	外苑西通り	1,882				1,986	3,868
				65,091				49,297	114,388
	420	鮫洲大山線		5,387	2,521		4,107	1,403	13,418
				83,211	38,048		50,755	16,879	188,893
	421	東品川下丸子線	池上通り	2,793		4,688			7,481
				62,918		71,153			134,071
	423	渋谷経堂線			946		4,205		5,151
					17,793		43,299		61,092
	426	上馬奥沢線	自由通り		2,825		1,012		3,837
					29,827		11,460		41,287
	427	瀬田貫井線					6,789		6,789
							68,893		68,893
	428	高円寺砧浄水場線					5,297		5,297
							37,178		37,178
	431	角筈和泉町線						2,419	2,419
								36,288	36,288
	432	淀橋渋谷本町線						98	98
								1,957	1,957
	480	品川埠頭線		613					613
				28,230					28,230
	計	１４路線		10,675	9,854	4,688	26,438	14,165	65,820
				239,450	143,059	71,153	276,884	345,437	1,075,983
都道計		２８路線		27,928	21,611	39,608	67,512	25,858	182,517
				870,091	478,100	1,121,179	1,041,941	703,182	4,214,493
合計		３１路線		27,928	21,611	43,167	70,419	25,858	188,983
				870,091	478,100	1,219,219	1,113,585	703,182	4,384,177

上段：延長（m）　下段：面積（㎡）

表－４　工区管理道路延長・面積調書

（令和5年4月1日）

品川工区	目黒工区	大田工区	世田谷工区	合計
27,928	47,469	43,167	70,419	188,983
870	1,181	1,219	1,114	4,384

上段　延長（m）
下段　面積（千㎡）

表－５　令和４年度道路台帳補正調書

路　線　名	場　所	延長（m）	面積（㎡）	内容
管内都道	管内都道	7,100	―――	平面図及び調書補正

表－６　令和４年度地下埋設物台帳補正調書（道路占用許可に基づく補正）

第二建設事務所管内	令和３年度分を補正

表－７　令和４度道路敷地調査補正調書

路　線　名	場　所	延長（m）	内容
主要地方道環状六号線（317）	目黒区青葉台三丁目地内から 同区東山二丁目地内まで	1,110	基準点測量、道路敷地構成図及び調書作成等
主要地方道環状六号線（317）	目黒区目黒三丁目地内から 同区中目黒一丁目地内まで	1,290	基準点測量、道路敷地構成図及び調書作成等

表－８　令和４年度道路区域調査実績調書

調　査　内　容		件数	延長（m）	面積
道路区域決定、区域変更、供用開始に関する技術的調査		1	－	－
敷民の処理、寄付、地図訂正及び贈与申請に関する調査		0	－	－
道路区域線の標示並びに調査測量		0	－	－
公共用地境界確定立会		83	1,642	－
道路幅員証明		11	－	－
道路台帳平面図閲覧	閲　　覧	3,755	－	－
	複　　写	4,526	－	－
竣功道路（土地）の引継ぎに伴う技術的調査		0	－	－

表－９　車両幅制限箇所

（令和5年4月1日現在）

番号	路　線　名	規　制　場　所	延長（m）	車両幅制限
1	鮫洲大山線（４２０）	世田谷区代沢3-14 地先から 〃　〃 2-44 地先まで	620	2.0mを 超えるもの
2	渋谷経堂線（４２３）	世田谷区若林5-38 地先から 〃　梅ヶ丘2-6 地先まで	1,200	1.3mを 〃
3	渋谷経堂線（４２３）	世田谷区豪徳寺2-27 地先から 〃　〃　2-30 地先まで	330	2.2mを 〃
4	瀬田貫井線（４２７） （山下新橋付近）	世田谷区豪徳寺1-36 地先から 〃　赤堤2-2 地先まで	150	2.0mを 〃
5	瀬田貫井線（４２７）	世田谷区赤堤4-20 地先から 〃　〃 4-46 地先まで	500	2.0mを 〃
6	調布経堂停車場線（１１８）	世田谷区祖師谷6-33 地先から 〃　上祖師谷7-20 地先まで	1,300	2.0mを 〃
7	高円寺砧浄水場線（４２８）	杉並区下高井戸1-21 地先から 世田谷区喜多見5-19 地先まで	5,600	1.7mを〃 1.8mを〃
8	大田調布線（１１）	世田谷区喜多見5-19 地先から 〃　〃　7-8 地先まで	1,300	1.5mを 〃
計	６路線８区間		11,000	

表－10　令和４年度道路占用許可・承認件数

占　用　者	許可・承認件数	種　目	許可・承認件数
東　京　電　力　㈱	324	自費工事（法２４条）	251
東　京　瓦　斯　㈱	293	沿道掘削（法４４条）	88
東日本電信電話㈱	255	小　計	339
その他の電気通信事業者	66		
東京都（水道局）	290	一般占用 （免除分を含む）	1,145
東京都（下水道局）	199		
東京都（交通局）	20	小　計	1,145
そ　の　他	168		
小　計	1,615	合　計	3,099

表－11　令和４年度道路占用料

種　目	調　定　額	
	件　数	金　額（円）
東　京　電　力　㈱	53	608,339,172
東　京　瓦　斯　㈱	57	264,017,985
東日本電信電話㈱	29	612,703,635
その他の電気通信事業者	45	16,401,821
そ　の　他	1,614	357,378,856
合　計	1,798	1,858,841,469

表－12　令和４年度監督事務費処理実績

占用者	本復旧面積（㎡）	調定額	
		件数	金額（円）
東京電力㈱	7,386	35	21,354,871
東京瓦斯㈱	12,111	36	28,214,298
東日本電信電話㈱	1,471	22	5,196,957
東京都水道局	12,648	45	34,638,909
東京都下水道局	3,013	22	9,816,740
東京地下鉄㈱	－	－	－
区市町村	－	－	－
その他	－	－	－
合計	36,629	160	99,221,775

表－13　令和４年度道路監察実績表

	区分＼内容		回数	時間	延長（km）	合同パト（内書）	
						警察署	その他
監察パトロール実施状況	平常時	日常	456	1,256	13,870	0	0
		夜間	1	5	20	0	0
	異常時		0	0	0	0	0

	違反事項	取締り件数	措置状況						
			行政指導			監督処分		その他の措置	
			口頭	文書	是正件数	措置命令	是正件数	措置内容	件数
不用占用等の監察	法32・1・1該当物件	0	0	0	0	0	0		0
	法32・1・4該当物件	0	0	0	0	0	0		0
	法32・1・6該当物件	10	2	7	0	0	0	撤去	1
	令7・1該当物件	81	19	39	0	0	0	撤去	23
	その他の不法占用物件	3	0	1	0	0	0		2
	禁止行為	4,818	101	3,359	0	0	0	撤去	1,358
沿道区域の監察		0	0	0	0	0	0		0
車両制限令の監察	車幅違反	0	0	0	0	0	0		0
	その他	4	1	2	0	0	0		1

	区分＼内容	発見件数		処理件数	
		パトロール	その他	緊急処理	その他
道路損傷等の監察	道路	0	0	0	0
	附属物	1	0	0	1

	放置自転車対策		その他特記事項	
その他	撤去回数	92	放置自転車撤去台数	
	撤去台数	1,227	放置オートバイ撤去台数	18
	参加人員		路上生活者対応件数	2,232
	車両台数		放置自転車等警告札貼付台数	1,405

表－14　令和４年度道路上工事監察実績表

区分＼内容	監察個所数	指摘個所数	指摘件数	指摘内容					措置状況				
				掘削	路面覆工	保安施設	復旧	その他	現場指導	呼出指導	始末書	警告書	措置命令
管理者工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
承認工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＮＮＴ工事	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
水道局工事	6	6	6	2	0	0	1	3	0	1	5	0	0
下水道局工事	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
東京地下鉄工事	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
東京電力工事	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
東京ガス工事	4	4	4	0	0	0	0	4	0	3	1	0	0
区市町村工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	14	14	14	2	0	0	2	10	0	6	8	0	0

表－15　令和５年度当初の道路上工事調整件数及び調整延長

		道路工事	占用工事						計
			ＮＴＴ	水道局	下水道局	東京瓦斯	東京電力	その他	
主要路線	件数(件)	151	34	91	48	43	63	61	491
	延長(m)	72,666	12,168	15,761	18,548	6,107	26,788	8,964	161,002
主要外路線	件数(件)	53	23	83	48	31	49	41	328
	延長(m)	21,734	5,582	10,907	13,790	2,095	16,911	10,101	81,120
合計	件数(件)	204	57	174	96	74	112	102	819
	延長(m)	94,400	17,750	26,668	32,338	8,202	43,699	19,065	242,122

表－16　橋梁管理表

（令和5年4月1日現在）

1　一般橋梁　【橋数119橋、総橋長8,521m、総橋面積164,817㎡】

①構造別

（単位：橋）

種　　別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
鋼　　橋	0	21	3	16	14	6	60
コンクリート橋	0	2	12	11	21	6	52
鋼橋とｺﾝｸﾘｰﾄ橋混合	0	2	0	3	1	1	7
合　　計	0	25	15	30	36	13	119

②路線別

（単位：橋）

種　　別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
国道（指定区間外）	0	0	0	5	3	0	8
主要地方道	0	18	13	24	21	7	83
一般都道	0	0	0	0	2	0	2
特例都道	0	7	2	1	10	6	26
合　　計	0	25	15	30	36	13	119

③橋長別

（単位：橋）

種　　別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
100m以上	0	11	3	15	4	2	35
30m～100m	0	9	1	2	5	2	19
15m～30m	0	4	7	6	8	3	28
15m未満	0	1	4	7	19	6	37
合　　計	0	25	15	30	36	13	119

2　歩道橋･人道橋　【橋数124橋】

①路線別

（単位：橋）

種　　別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
国道（指定区間外）	0	0	0	0	5	0	5
主要地方道	1	7	13	30	40	9	100
特例都道	0	2	4	1	6	6	19
合　　計	1	9	17	31	51	15	124

②橋長別

（単位：橋）

種　　別	港区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	計
100m以上	0	2	0	8	8	5	23
30m～100m	1	7	17	22	41	10	98
15m～30m	0	0	0	1	0	0	1
15m未満	0	0	0	0	2	0	2
合　　計	1	9	17	31	51	15	124

表－17　道路附属物施設管理表

（令和5年4月1日現在）

名称		路線番号	通称名	設置場所	延長（m）	幅員（m）	規模（設備台帳より抜粋）									施工年月日
							排水設備		換気設備		高圧受電設備	非常通報設備	消火装置	照明	その他	
							箇所数	ポンプ数	箇所数	送風機台数				設備		
地下自動車道	白金トンネル	418	北品川四谷線	港区白金台五丁目～品川区上大崎二	476.5	7.0×2			1	2	高圧1	押釦20 非常電6	粉20消火栓10	512灯	ラジオ再放送設備	昭42.1
	青山トンネル	412	霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷四丁目	115.9	11.85×2								14灯		昭39.10
	平和隧道	316	海岸通り	品川区平和島五丁目	105	8.9								6灯		昭49
	蒲田交差トンネル	11	多摩堤通り	大田区蒲田一丁目～五丁目	106.1	8								152灯		昭41
	矢口交差トンネル	311	環八通り	大田区矢口一丁目～二丁目	75.5	7.75×2								224灯		昭44
	東海隧道	316	環七通り	大田区東海一丁目～三丁目	129.5	10.95×2								264灯		平1
	仙台坂トンネル	420	鮫洲大山線	品川区東大井四丁目～南品川五丁目	108.5	9								130灯		平9
地下歩道	勝島地下横断歩道	316	海岸通り	品川区勝島一丁目地内	59.21	2.4～3.15	1	2				水位停電警報		51灯	閉鎖中	昭46.3
	平和島地下横断歩道	318	環七通り	大田区平和島三丁目～六丁目	55.2	2.8								8灯		昭49
	蒲田地下歩道	11	多摩堤通り	大田区蒲田一丁目	45.5	2								18灯		昭41.8
排水場	東海	318	環七通り	大田区東海二丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	14灯		平3.1
	大和大橋	318	環七通り	大田区平和島六丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	12灯		平2.8
	平和島	318	環七通り	大田区平和島四丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	2灯		昭48
	本蒲田	11	多摩堤通り	大田区蒲田一丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	8灯		昭41
	新蒲田	311	環八通り	大田区新蒲田二丁目地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	9灯		昭44
	大鳥	317	山手通り	目黒区目黒三丁目9番地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	13灯		昭42
	中目黒	317	山手通り	目黒区中目黒一丁目11番地内			1	2				水位停電警報	粉末消火器2	13灯		昭41
台貫所	馬込	318	環七通り	大田区中馬込二丁目地内		(438㎡)								12灯	管理棟一棟	昭49
	等々力	312	目黒通り	世田谷区等々力二丁目34番地内		(500㎡)								8灯	管理棟一棟	昭43

表－18　照明灯工区別管理表

（令和5年4月1日現在）

種　別	品川工区	大田工区	目黒工区		世田谷工区	計
	品川区	大田区	目黒区	渋谷区	世田谷区	
水　銀　灯	258	455	128	30	479	1,350
ナトリウム灯	581	870	201	504	403	2,559
蛍　光　灯	86	67	0	4	81	238
白　熱　灯	203	509	232	226	292	1,462
セラメタ灯	906	910	30	676	1,463	3,985
LED　他	624	789	928	1006	926	4,273
計	2,658	3,600	1,519	2,446	3,644	13,867

表－19　照明種類別照明設備管理表

（令和5年4月1日現在）

	水銀灯	ナトリウム灯	蛍光灯	白熱灯	セラメタ灯	LED他	計
街　路　灯	1,316	1,617	149	0	3,773	3,997	10,852
橋　梁　灯	24	79	16	0	209	49	377
地下歩道	0	30	0	0	0	0	30
地下車道	0	833	4	0	3	6	846
共同溝・台貫所	10	0	69	2	0	0	81
道路標識灯	0	0	0	0	0	0	0
プリンカー	0	0	0	1,460	0	221	1,681
そ　の　他	0	0	0	0	0	0	0
計	1,350	2,559	238	1,462	3,985	4,273	13,867

表－20　街路樹等高木管理表

（緑地内高木を含む）　　（単位：本）　（令和5年4月1日現在）

区 樹種	品川区	大田区	目黒区	渋谷区	世田谷区	計
あおぎり	46	1,300	0	179	4	1,529
あきにれ	0	42	0	0	2	44
いすのき	0	0	0	0	27	27
いちょう	1,196	772	990	781	1,026	4,765
うばめがし	0	230	223	4	259	716
うめ	0	0	2	6	7	15
えんじゅ	30	727	271	404	193	1,625
かつら	0	119	33	0	14	166
かりん	0	0	37	0	0	37
くすのき	314	397	99	22	206	1,038
けやき	3	234	74	572	173	1,056
こぶし	0	47	0	68	186	301
さくら	102	63	14	277	94	550
さざんか	0	0	0	1	0	1
さるすべり	11	30	3	153	81	278
しいのき	0	35	0	24	0	59
しだれやなぎ	140	61	0	11	1	213
しらかし	0	8	0	8	6	22
しんじゅ	0	5	0	20	0	25
すずかけ	319	415	232	382	225	1,573
たぶのき	0	41	0	0	0	41
つばき	0	0	0	0	13	13
とうかえで	244	0	278	31	188	741
とうじゅろ	0	108	0	0	0	108
とちのき	17	0	0	3	1	21
ねずみもち	0	148	0	0	0	148
はなみずき	66	230	39	119	414	868
ふう（たいわんふう）	0	0	0	98	676	774
ぽぷら	0	8	0	0	0	8
まてばしい	1	111	31	26	101	270
めたせこいや	1	7	0	11	0	19
もっこく	10	18	19	0	1	48
もみじばふう	0	0	557	10	1,362	1,929
やまもも	556	262	0	1	48	867
ゆりのき	0	0	0	2	35	37
アカシア	0	0	3	0	0	3
アメリカデイゴ	0	0	0	1	0	1
カキノキ	0	0	0	0	4	4
サンゴジュ	0	149	0	0	0	149
シイ類	0	0	0	30	0	30
モモ類	15	0	0	0	0	15
その他	91	120	21	96	260	588
合計	3,162	5,687	2,926	3,340	5,607	20,722

表－21　歩道緑地帯管理表

（令和5年4月1日現在）

（単位：㎡）

区分 種別	品川区	大田区	目黒区	渋谷区	世田谷区	計
歩道植樹帯	18,186	26,060	11,690	20,309	20,485	96,730
緑化道路	0	0	0	4,530	1,555	6,085
まちかど庭園	205	1,479	224	2,525	230	4,663
その他の緑地※	11,816	57,480	2,123	14,390	17,088	102,897
道路緑地合計	30,207	85,019	14,037	41,754	39,358	210,375

※ その他の緑地には、平和島インターチェンジを含む

表－22　管内河川一覧表

（令和５年４月１日現在）

河川区分	河川名		全体延長(km)	管内延長(km)	摘要
一級河川（多摩川水系）	多摩		98.7	20.4	国土交通省管理
		野川	20.2	5.5	区管理
		仙川	20.9	6.3	
		谷沢川	3.7	3.7	
		丸子川	7.3	7.3	
		海老取川	1.0	1.0	都管理
	計		151.8	44.2	
二級河川（独立水系）	渋谷川		2.4	2.4	区管理
	目黒		8.0	8.0	
		蛇崩川	5.1	5.1	
		北沢川	5.5	5.5	
		烏山川	11.7	11.7	
	立会川		7.4	7.4	
	内川		1.6	1.6	
	呑川		14.4	14.4	
		九品仏川	2.6	2.6	
	計		58.7	58.7	
管内				102.9	
管理				82.5	
区管理河川総延長				81.5	

表－23　防潮堤・護岸計画高一覧表

（令和５年４月１日現在）

（単位：m）

河川名	区域	潮位	偏差	高潮塑上	波打上高	計画高
目黒川	河口～すずかけ歩道橋	A.P.＋2.1	2.0	0.0	0.5	A.P.＋4.6
立会川	河口～月見橋	A.P.＋2.1	2.0	0.0	0.5	A.P.＋4.6
呑川	河口～東海道線	A.P.＋2.1	2.0	0.0	0.5	A.P.＋4.6
海老取川	河口～多摩川	A.P.＋2.1	2.0	0.0	0.5	A.P.＋4.6

表－24　令和４年度用地費･補償費執行実績及び令和５年度執行予定総括表

（単位：千円）

事業種別＼年度		令和４年度事業実績			令和５年度執行計画		
		用地費	補償費	計	用地費	補償費	計
道路建設	街路整備費（公共）	0	0	0	0	0	0
	街路整備費	4,087,584	2,638,300	6,725,884	12,868,000	4,296,000	17,164,000
	橋梁整備費	0	0	0	655,000	270,000	925,000
	交通安全施設費（公共）	0	0	0	0	0	0
	交通安全施設費	0	0	0	0	0	0
	用地会計	0	0	0	0	0	0
	計	4,087,584	2,638,300	6,725,884	13,523,000	4,566,000	18,089,000
河川整備	高潮防御施設費	0	0	0	0	0	0
	中小河川整備費	0	0	0	33,000	5,000	38,000
	計	0	0	0	33,000	5,000	38,000
合計		4,087,584	2,638,300	6,725,884	13,556,000	4,571,000	18,127,000

表－25　　令和４年度及び令和５年度執行内訳〔道路維持補修関係〕

単位：千円

予算＼年度		令和５年度		令和４年度	
		箇所及び規模	金　額	箇所及び規模	金　額
道路維持費	道　路	管内都道	1,469,092	管内都道	1,377,709
	緑　化	街路樹及び植樹帯	904,681	街路樹及び植樹帯	729,594
	施設維持	トンネル、排水場等	121,405	トンネル、排水場等	83,076
	計	－	2,495,178	－	2,190,379
道路補修費	路面補修費	環八通りほか１４路線	2,197,521	環八通りほか１４路線	1,905,100
	施設整備	大和大橋排水場設備ほか	114,945	大和大橋排水場設備ほか	32,000
	緑　化	道路緑化補修工事	104,369	道路緑化補修工事	93,000
	道路施設整備	照明設備改修（LED）、排水施設改修ほか	817,064	照明設備改修（LED）、排水施設改修ほか	459,740
	計	－	3,233,899	－	2,489,840
橋梁維持費	橋梁施設維持	平和島第三歩道橋塗替塗装ほか	762,930	平和島第三歩道橋塗替塗装ほか	870,700
	計	－	762,930	－	870,700
橋梁整備費	長寿命化等	大井陸橋長寿命化工事ほか	2,031,086	大井陸橋長寿命化工事ほか	2,709,060
	計	－	2,031,086	－	2,709,060
街路整備費	橋梁補修		0	大井北部陸橋補修工事	105,000
	計	－	0	－	105,000
交通安全施設費他	防護柵	管内	280,300	管内	351,000
	道路標識				
	区画線				
	道路照明他				
	自転車道	環八通りほか	216,000	環八通りほか	249,000
	東京Stヒューマン	明治通り	10,000		
	立体横断施設	船橋歩道橋、天現寺歩道橋	22,000		
	電線共同溝施設	環七通り・中原街道ほか	4,278,250	環七通り・中原街道ほか	3,358,370
	移設補償費	電線共同溝関連	240,800	電線共同溝関連	142,865
	計	－	5,047,350	－	4,101,235
就業促進費	清掃委託	環七・環八・外苑西通り・井ノ頭通り	54,765	環七・環八・外苑西通り・井ノ頭通り	62,591
	計	－	54,765	－	62,591
都民安全推進費	ハイパースムーズ		0		0
	計	－	0	－	0
オリパラ準備費	仮設横断歩道		0		0
	計		0		0
観光産業振興費	地図標識	第二建設事務所管内	6,900	第二建設事務所管内	55,120
	計	－	6,900	－	55,120
合　計		－	13,632,108	－	12,583,925

表－26　都市計画道路事業認可調書

（令和５年４月１日現在）

路線名 河川名	起点	終点	幅員m	延長m	計画告示		事業告示		施行期間	摘要
					年月日	番号	年月日	番号		
放射第 2 号線	品川区西五反田七丁目	同区　西中延一丁目	25～33	1,255	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.27. 1.28 R. 2.12.14	関地整告　29 関地整告　318	～R.8. 3.31	西五反田（特定整備路線）
〃　第 17 号線	大田区東糀谷一丁目	同区　西糀谷二丁目	35	350	S.21. 3.26	戦復告　3号	H. 9.12.18 R. 2. 2.28	建設省告2,137 関地整告　84	～R.9. 3.31	東糀谷 国道131号
〃　第 17 号線	大田区大森南一丁目	同区　西糀谷二丁目	35	345	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.12.11.17 R.元.12.20	建設省告2,171 関地整告　103	～R.9. 3.31	呑川　国道131号
〃　第 17 号線	大田区大森東三丁目	同区　大森南一丁目	30～35	800	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.25. 2.15 H.31. 3.28	関地整告　57 関地整告　124	～R.7. 3.31	大森東
〃　第 19 号線	大田区大森中一丁目	同区　蒲田三丁目	35～50	1,190	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.15. 3.17 R. 3. 3.19	関地整告　57 関地整告　155	～R.9. 3.31	梅屋敷 国道15号
〃　第 23 号線	世田谷区北沢四丁目	同区　北沢五丁目	25～28	595	S.21. 3.26	戦復告　3号	H. 3. 6.28 R. 4.12. 9	建設省告1,309 関地整告　317	～R.8. 3.31	北沢
〃　第 23 号線	世田谷区大原二丁目	杉並区和泉二丁目	25～33	1,005	S.41. 7.30	戦復告2428号	H.27.12.24 R. 4.12. 9	関地整告　408 関地整告　318	～R.13. 3.31	松原
環状第5の1号線	渋谷区千駄ヶ谷五丁目	新宿区内藤町	14～35	805	S.21. 3.26	戦復告　3号	H. 3. 1.10 R. 2. 2. 6	建設省告　34 関地整告　35	～R.6. 3.31	千駄ヶ谷
〃　第5の1号線	渋谷区千駄ヶ谷二丁目	同区　千駄ヶ谷五丁目	27～30	900	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.15. 3. 5 R. 2. 2. 6	関地整告　46 関地整告　38	～R.7. 3.31	北参道
〃　第5の1号線	渋谷区神宮前三丁目	同区　神宮前六丁目	27～30	640	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.16. 3.31 R. 3. 3.17	関地整告　154 関地整告　138	～R.9. 3.31	神宮前
〃　第5の1号線	渋谷区神宮前一丁目	同区　神宮前二丁目	27～30	560	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.28. 3.15 R. 3. 11.1	関地整告　68 関地整告　288	～R.11. 3.31	神宮前Ⅱ期
〃　第 6 号線	目黒区上目黒三丁目	同区　青葉台二丁目	30～35	780	S.21. 3.26	戦復告　3号	H.12.12.28 R.3. 3.17	建設省告2,508 関地整告　136	～R.6. 3.31	上目黒
補助第 11 号線	渋谷区恵比寿一丁目	同区　恵比寿四丁目	20	390	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.10. 7.10 R.3. 3.17	建設省告1,430 関地整告　135	～R.7. 3.31	恵比寿Ⅰ期
〃　第 11 号線	渋谷区恵比寿二丁目	同区　恵比寿三丁目	20	590	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.15. 9.18 R. 2. 2. 6	関地整告　284 関地整告　39	～R.8. 3.31	恵比寿Ⅱ期
〃　第 26 号線	品川区二葉一丁目	同区　豊町二丁目	20～28	665	S.21. 4.25	戦復告　15号	H. 4. 1. 9 H.31. 1.22	建設省告　17 関地整告　9	～R.6. 3.31	豊町
〃　第 26 号線	目黒区中央町一丁目	同区　鷹番二丁目	20～23	760	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.19. 9. 6 R.元.12.20	関地整告　295 関地整告　104	～R.8. 3.31	目黒中央町
〃　第 26 号線	目黒区駒場四丁目	渋谷区大山町	20～33	550	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.18.12.15 R. 5. 2.24	関地整告　447 関地整告　51	～R.8. 3.31	東北沢（特定整備路線）
〃　第 26 号線	世田谷区三宿二丁目	同区　池尻四丁目	20	440	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.20.12.11 R. 5. 2.24	関地整告　393 関地整告　52	～R.6. 3.31	三宿（特定整備路線）
〃　第 26 号線	世田谷区代沢一丁目	目黒区駒場四丁目	20～33	975	H.28. 3. 7	都告　345号	R.元. 7.18	関地整告　18	～R.13. 3.31	代沢
〃　第 27 号線	大田区大森西四丁目	同区　大森西二丁目	20	440	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.20. 5.30 R.元.12.20	関地整告　255 関地整告　105	～R.7. 3.31	富士見橋
〃　第 28 号線	品川区南品川五丁目	同　左	20	335	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.10. 7.10 R. 2. 2.28	建設省告1,431 関地整告　88	～R.8. 3.31	南品川
〃　第 28 号線	品川区大井四丁目	同区　大井五丁目	20	520	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.27. 1. 6 R. 3. 2. 5	関地整告　1 関地整告　38	～R.8. 3.31	大井（特定整備路線）
〃　第 29 号線	品川区大崎三丁目	同　左	20	520	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.26. 3.24 R. 2. 3.18	関地整告　94 関地整告　125	～R.8. 3.31	大崎（特定整備路線）
〃　第 29 号線	品川区大崎三丁目	同区　戸越四丁目	20	825	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.26. 9.19 R. 2.12.15	関地整告　349 関地整告　320	～R.8. 3.31	戸越（特定整備路線）
〃　第 29 号線	品川区豊町六丁目	同区　二葉四丁目	20	550	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.26. 3.24 R. 2. 3.18	関地整告　95 関地整告　126	～R.8. 3.31	豊町（特定整備路線）
〃　第 29 号線	品川区二葉四丁目	同区　西大井五丁目	20	390	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.26. 9.19 R. 2.12.15	関地整告　350 関地整告　321	～R.8. 3.31	西大井（特定整備路線）
〃　第 29 号線	品川区西大井五丁目	大田区東馬込二丁目	15～24	700	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.27. 1.28 R. 2.12.14	関地整告　27 関地整告　312	～R.8. 3.31	西大井東馬込（特定整備路線）
〃　第 52 号線	世田谷区若林五丁目	同区　豪徳寺二丁目	20	1,310	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.27. 1.28 R. 3. 2. 5	関地整告　28 関地整告　42	～R.8. 3.31	若林（特定整備路線）
〃　第 52 号線	世田谷区豪徳寺二丁目	同区　宮坂一丁目	20	295	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.28. 1.19 R. 3.10.26	関地整告　5 関地整告　275	～R.11. 3.31	宮坂
〃　第 54 号線	世田谷区千歳台六丁目	同区　上祖師谷四丁目	15	680	S.21. 4.25	戦復告　15号	H.16. 1.21 R. 4.12. 9	関地整告　18 関地整告　316	～R.9. 3.31	上祖師谷
〃　第125 号線	世田谷区喜多見八丁目	同区　喜多見九丁目	18	420	S.22.11.26	戦復告 128号	H. 7. 9. 7 H.30. 3.28	建設省告1,568 関地整告　88	～R.6. 3.31	喜多見
〃　第128 号線	世田谷区弦巻五丁目	同区　宮坂一丁目	15～28	895	S.22.11.26	戦復告 128号	H. 3. 6.28 R. 3. 2. 8	建設省告1,312 関地整告　49	～R.9. 3.31	桜・世田谷
〃　第128 号線	世田谷区宮坂一丁目	同区　宮坂二丁目	20	600	S.22.11.26	戦復告 128号	H.27. 1.26 R. 2.12.14	関地整告　23 関地整告　316	～R.10. 3.31	宮坂
〃　第212 号線	世田谷区用賀二丁目	同区　用賀四丁目	15	600	S.41. 7.30	建　告2428号	S.55. 3. 6 R. 5. 2.24	建設省告　255 関地整告　50	～R.7. 3.31	用賀

東京都第二建設事務所管内図

東京都第二建設事務所管理道路表

種別	整理番号	路線名	通称道路名
主要地方道（道路法第7条、第56条）	②	東京丸子横浜線	中原街道
	③	世田谷町田線	世田谷通り
	⑥	東京大師横浜線	産業道路
	⑪	大田調布線	多摩堤通り
	⑭	新宿国立線	方南通り（中央道関連）
	⑰	芝新宿王子線	明治通り
主要地方道（道路法第56条、第89条）	⑧	環状八号線	環八通り
	⑩	白金台町等々力線	目黒通り
	⑯	日本橋芝浦大森線	旧海岸通り　海岸通り
	⑰	環状六号線	山手通り　旧山手通り
	⑳	環状七号線	環七通り
特例都道（道路法第89条）	412	渋ヶ岡渋谷線	六本木通り
	413	赤坂杉並線	井ノ頭通り
	414	四谷角筈線	
	416	古川橋二子玉川線	明治通り　駒沢通り
	418	北品川四谷線	外苑西通り
	420	鮫洲大山線	
	421	東品川下丸子線	池上通り
	424	渋谷経堂線	淡島通り
	426	上馬奥沢線	自由通り
	427	瀬田貫井線	
	428	高円寺結浄水場線	（荒玉水道道路）
	431	角筈和泉町線	（旧玉川水道道路）
	432	淀橋渋谷本町線	
	480	品川埠頭線	
一般都道（道路法第7条）	111	大田神奈川線	
	117	世田谷三鷹線	吉祥寺通り
	118	調布経堂停車場線	
		合計	28路線

一般国道			（通称道路名）
1号	自	東京都中央区	第二京浜
	至	大阪府	桜田通り
15号	自	東京都中央区	第一京浜
	至	横浜市	
20号	自	東京都中央区	甲州街道
	至	塩尻市	
131号	自	羽田空港	環八通り
	至	東京都大田区大森東二丁目	産業道路
246号	自	東京都千代田区	青山通り
	至	沼津市	玉川通り
357号	自	千葉市	湾岸道路
	至	横須賀市	
466号	自	東京都世田谷区	
	至	横浜市	

自動車専用道路
（首都高速道路株式会社管理）

一般都道（道路法第7条）		（通称道路名）
147号	高速横浜羽田空港線	
294号	高速湾岸線	
特例都道（道路法第89条）		**（通称道路名）**
	首都高速1号線	
	首都高速2号線	
	首都高速2号分岐線	
	首都高速3号線	
	首都高速4号線	
	首都高速目黒板橋線	

水系別河川名及び区間

一級河川

水系名	河川名	上流端	下流端
多摩川水系	多摩川	西多摩郡奥多摩町	東京湾
	海老取川	右岸 大田区羽田空港（多摩川分派点） 左岸 大田区羽田六丁目	東京湾
	丸子川	仙川分流点	多摩川合流点
	谷沢川	世田谷区用賀二丁目中橋	多摩川合流点
	谷沢川分水路（工事中）	世田谷区玉川台一丁目地内（向大橋）	玉川瀬田貯土堤
	野川	国分寺市東恋ヶ窪一丁目の中央線鉄道橋	多摩川合流点
	仙川	小金井市貫井北町三丁目の市道補助第3号線	野川合流点

二級河川

水系名	河川名	上流端	下流端
目黒川水系	目黒川	右岸 世田谷区池尻三丁目地先 左岸 世田谷区池尻四丁目地先（北沢川、烏山川合流点）	東京湾
	蛇崩川	右岸 世田谷区上馬四丁目地先 左岸 世田谷区上馬五丁目地先	目黒川合流点
	北沢川	右岸 世田谷区桜上水一丁目地先 左岸 世田谷区桜上水二丁目地先	目黒川合流点
	烏山川	右岸 世田谷区船橋五丁目地先（三鷹市と世田谷区との境界点） 左岸 世田谷区北烏山九丁目地先	目黒川合流点
呑川水系	呑川	右岸 世田谷区新町二丁目（新桜橋） 左岸 世田谷区桜新町一丁目	東京湾
	九品仏川	右岸 世田谷区奥沢七丁目 左岸 目黒区自由ヶ丘三丁目地先	呑川合流点
古川水系	渋谷川	右岸 渋谷区渋谷二丁目地先（新渋谷橋） 左岸	古川合流点
独立水系	内川	右岸 大田区大森西四丁目地先（東海道本線） 左岸 大田区大森西一丁目地先	東京湾
	立会川	右岸 目黒区碑文谷一丁目地先 左岸	東京湾

（令和3年度 登録第4号）

令和三年度作成　東京都第二建設事務所

東京都板橋区舟渡3-15-22 ☎ 03(3967)1781 中央ジオマックス

第二建設事務所

住　　所　140-0005 品川区広町2-1-36（品川総合庁舎内）
交　　通　JR京浜東北線大井町駅より徒歩10分、東急大井町線下神明駅より徒歩5分
電話番号　**03-3774-0313（庶務課庶務担当）**
ＦＡＸ　03-3774-2488

品 川 工 区

住　　所　141-0031 品川区西五反田3-6-12
交　　通　JR山手線五反田駅より徒歩10分
電話番号　03-5496-0361
ＦＡＸ　03-5487-4546

目 黒 工 区

住　　所　153-0061　目黒区中目黒4-5-26
交　　通　東急東横線・地下鉄日比谷線中目黒駅より徒歩10分
　　東急バス渋谷ー大井町　目黒警察前下車徒歩2分
電話番号　03-3715-3265
ＦＡＸ　03-3793-1648

大　田　工　区

住　　所　143−0016 大田区大森北5−11−5
交　　通　京浜急行平和島駅より徒歩10分
電話番号　03−5763−1531
Ｆ　Ａ　Ｘ　03−5763−1532

世　田　谷　工　区

住　　所　154−0017 世田谷区世田谷2−29−30
交　　通　東急世田谷線上町駅より徒歩7分
電話番号　03-3420−9651
Ｆ　Ａ　Ｘ　03−3420−9653

東京都第二建設事務所事業概要
令和５年版

登録番号（５）2

令和５年９月発行

編集・発行　東京都第二建設事務所庶務課
品川区広町二丁目１番３６号
電　話　直通　03-3774-0313
内線　3111～4

印　　刷　社福）日本キリスト教奉仕団
東京都板橋福祉工場

古紙パルプ配合率70％再生紙を使用

HTT

重力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo